

ベラルーシ共和国

特許規則

ベラルーシ共和国閣僚会議の決議

2011年2月2日 No. 119

2022年6月29日 2022-No. 406により改正

目次

第 I 章 発明出願

第 1 節 総則

第 2 節 発明出願及びそれに添付される書類

第 3 節 分割発明出願

第 4 節 ユーラシア出願及び国際出願

第 II 章 出願書類

第 5 節 願書

第 6 節 国際出願の国内審査段階への移行の申請

第 7 節 発明の明細書

第 8 節 発明の名称。発明が関係する技術分野

第 9 節 先行技術

第 10 節 発明の要旨

第 11 節 図面の図の一覧

第 12 節 装置、方法、物質に関する発明の実施可能性を確認する情報

第 13 節 バイオテクノロジー製品に関する発明の実施可能性を確認する情報、すなわち、特定の目的のための装置、方法、物質、バイオテクノロジー製品の利用

第 14 節 クレーム

第 15 節 要約

第 16 節 数式及び記号、用語及び表記

第 17 節 紙面で提出する場合における発明出願書類の記載に係る要件

第 17-1 節 AIS「電子出願」を通じた発明出願の特徴

第 III 章 発明出願の審査

第 18 節 特許庁における発明出願及びそれに関して提出された資料の審査

第 19 節 発明出願資料に対する補正及び明確化の導入

第 20 節 発明の創作者の表示に対する補正

第 21 節 出願人情報の補正

第 22 節 出願人が参加する発明出願の審査

第 23 節 発明出願の実用新案出願への変更

第 IV 章 発明出願の予備審査

- 第 24 節 発明出願の予備審査の条件及び内容。発明出願日
- 第 25 節 所定の特許手数料の納付の正確性の検証
- 第 26 節 発明と認めることができる対象としてのクレームされた発明の分類の検証
- 第 27 節 発明出願に含まれる書類の存在及び所定の要件への適合の検証。適正に作成された書類の請求
- 第 28 節 国際特許分類 (IPC) に従う発明の分類の正確性の検証
- 第 29 節 国際出願の国内段階
- 第 30 節 予備審査の結果に基づく決定
- 第 31 節 発明出願の公開

第 V 章 発明出願の実体審査

- 第 32 節 発明出願の実体審査の条件及び内容
- 第 33 節 クレームの検証
- 第 34 節 出願人が自己の発意により又は特許庁の要請により提出した資料の検証
- 第 35 節 発明の優先権の確定
- 第 36 節 特許性の要件への適合の検証
- 第 37 節 産業上の利用可能性の検証
- 第 38 節 情報調査の実施
- 第 39 節 新規性の検査
- 第 40 節 進歩性の検証
- 第 41 節 多項クレームによって特徴付けられた発明の特許性の検証の特徴
- 第 42 節 実体審査中の正規に作成された書類の請求
- 第 43 節 発明特許を付与する決定
- 第 44 節 実体審査の結果に基づく発明特許の付与を拒絶する決定
- 第 45 節 化学分野における発明出願の審査の特徴
- 第 45-1 節 同一の優先日を有する同一の発明又は実用新案に係る他の出願の存在が確定された場合における発明出願の審査の特徴
- 第 46 節 再審査

(1) 本規則は、発明特許の付与を求める出願(以下「発明出願」という)の書類に係る要件、発明出願の審査の実施及び審査の結果に基づく決定に係る手続を規定する。

第 I 章 発明出願

第 1 節 総則

(2) 本規則では、法及び 2009 年 12 月 28 日付けのベラルーシ共和国法 No. 113-z (電子書類及び電子デジタル署名に関して) に規定する用語並びに次の用語を使用する。

AIS (電子出願) – 自動情報システム

WIPO – 世界知的所有権機関

SCST – 国家科学技術委員会

ユーラシア出願 – 1994 年 9 月 9 日のユーラシア特許条約に従う発明のユーラシア特許の付与を求める出願

ユーラシア特許条約 – 1994 年 9 月 9 日のユーラシア特許条約

出願 – 発明のベラルーシ共和国特許を求める出願

国際出願 – 1970 年 6 月 19 日付けの特許協力条約に従って行われる発明出願

IPC – 国際特許分類

パリ条約 – 1883 年 3 月 20 日の工業所有権の保護に関するパリ条約

特許条約規則 – ユーラシア特許条約に基づく特許条約規則

特許弁護士 – 認証を受け、ベラルーシ共和国の国家特許弁護士登録簿に登録された個人代理人 – 特許弁護士又は共通の代表者

PCT – 1970 年 6 月 19 日の特許協力条約

発明登録簿 – ベラルーシ共和国の国家発明登録簿

(3) 法的保護を付与される発明は、新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上利用可能な、製品 (特に、装置、物質、微生物菌株、植物又は動物の細胞培養物、他のバイオテクノロジー製品) 又は方法及び特定の目的に従う製品又は方法の使用に関する何れかの分野における技術的解決手段である。

第2節 発明出願及びそれに添付される書類

(4) 発明出願は、1の発明又は単一の発明概念を形成するように相互に関係する1群の発明に言及しなければならない。

1の発明出願において1群の発明がクレームされた場合は、発明の単一性の要件は、これらの発明の間に、1又は複数の同一の又は対応する特別な技術的特徴によって表現された技術的關係が存在する場合に限り、満たされているとみなされる。特別な技術的特徴は、総合的に判断されたクレームされた発明の各々による技術水準に対する貢献を決定する技術的特徴である。

(6) 発明出願は、次のものを含まなければならない。

6.1. 発明特許を求める願書

6.2. 発明を実施するのに十分詳細に開示した発明の明細書

6.3. クレーム；発明の要旨を表現し、明確であり、正確であり、かつ、明細書に完全に基づかなければならない。

6.4. 発明の要旨を理解するために必要な場合は、図面

6.5. 要約

(7) 発明出願は、出願人が独立して又は特許弁護士を通じて、紙面で又はAISを通じて特許庁に提出する。

発明出願の提出又は発明出願に関する他の通信の送付のためにAISを使用することができない場合は、特許庁は、世界的コンピュータネットワークであるインターネット上のその公式ウェブサイトに対応する通知を掲載する。

(8) 願書は、ベラルーシ語又はロシア語により作成しなければならない。

(9) 発明の明細書、クレーム、図面、要約は、ベラルーシ語、ロシア語又は外国語により作成することができる。外国語により作成された書類を含む発明出願には、そのベラルーシ語又はロシア語への翻訳文を添付しなければならない。翻訳文は、出願の提出時又は特許庁による発明出願の受領日から2月以内に提出しなければならない。翻訳文を提出する前までは、外国語により提出された書類は、受領されていないとみなされる。発明出願を紙面で行う際の翻訳文の正確性は、出願人又はその特許弁護士の署名によって証明される。

(10) ベラルーシ語又はロシア語により作成された発明出願書類は、紙面で提出される場合は、2部を提出しなければならない。

(11) 外国語により作成された発明出願書類は、紙面で提出される場合は、1部を提出しなければならないが、その翻訳文は、2部を提出しなければならない。

(13) パリ条約の同盟国において行われた最初の発明出願の翻訳文の代わりに、出願人又はその特許弁護士は、特許庁に対して行われた発明出願が最初の発明出願の完全な翻訳文であ

ることを確認する陳述を提出することができる。

(14) 最初の発明出願の優先権を利用しようとする出願人は、最初の発明出願の出願人が他の者であった場合は、優先権を主張する出願人の権利を確認する書類を提出しなければならない。出願人の名称(発明出願が法人によって行われた場合は、その名称)が最初の発明出願の出願日後に変更された場合は、特許庁に発明出願を行う際に、当該変更を確認する書類を提出する。

(15) 最初の発明出願の謄本は、当該出願の受理官庁の正規の認証を受けなければならない。最初の発明出願の出願日を表示した、当該官庁によって発行された証明書を添付しなければならない。

最初の発明出願の謄本は、紙面で特許庁に提出する。

(16) 発明出願には、所定の金額の特許手数料の納付若しくは特許手数料の納付免除を確認する書類又は特許手数料の部分的納付を確認する書類をその減額の理由の存在を確認する書類とともに添付しなければならない。

これらの書類は、発明出願と同時に又は法第 13 条(4)に規定する期間内に提出する。

(17) 特許弁護士を通じて行われる発明出願には、出願人がその者に発行した委任状を添付しなければならない。

(18) 出願人は、特許庁における発明出願において自己の利益を代表する代理人を選任することができる。

特許弁護士は、発明出願を行う前及びその審査中の両方に選任することができる。

(19) 1 の発明出願に複数の出願人の名称が記載された場合は、それらの者は、特許庁における実務を実施する代理人(特許弁護士又は共通の代表者)を選任することができる。

複数の出願人によって行われる発明出願について共通の代表者が選任されていない場合は、発明出願の提出は、紙面で実施され、すべての出願人が出願人の署名を必要とする各書類に署名しなければならない。

(20) 発明出願を紙面で行う場合は、共通の代表者をすべての出願人が署名した出願様式に表示することができる。

(21) 特許庁における代理人の権限は、委任状によって証明される。

特許庁において出願人の利益を代表するための委任状は、出願人及びその代理人(代替による)の両方が発行することができる。

共通の代表者によって行われる発明出願には、他の出願人がその者に発行した委任状を添付しなければならない。

(22) 出願人の代理人は、委任状に直接的に表示された者とする。委任状が複数の個人の名義で発行された場合は、それらの者の各人が、出願人の代理人と認められる。

(23) 特許庁における代理のための委任状は、代替の場合を除き、公証を必要としない。

(24) ロシア語及び英語による委任状の様式は、SCST が規定する。

委任状が外国語により発行された場合は、別紙に作成されたそのベラルーシ語又はロシア語への翻訳文を添付しなければならない。その正確性は、当該委任状が発行された名義人である特許弁護士によって証明される。

(25) 委任状の原本又はその写しを特許庁に提出する。

委任状の原本は、紙面で提出し、出願人自身が署名することができ、又は秘密鍵の所有者が出願人である電子デジタル署名により署名された電子書類として提示することができる。

委任状の写しは、紙面で提出し、出願人若しくはその代理人自身が証明することができ、又は紙面による書類の電子的な写しとして提示し、個人鍵の所有者が出願人若しくはその代理人である電子デジタル署名により署名することができる。

委任状の写しを提出する際は、必要であれば、特許庁は、対応する要請を送付することによって、委任状の原本を請求することができる。

(26) 委任状は、次の要件を満たさなければならない。

- ・ 委任状には、それを発行した者が署名し、その姓及び名並びにその役職(委任状が法人の代理として発行された場合)を表示しなければならない。出願人の中から共通の代表者を選任する際は、委任状は他の出願人が署名する。

- ・ 委任状には、代理人に付与される権限の範囲、その作成日及び作成地を表示しなければならない。

(27) 委任状は、既存及び将来を問わず 1 又は複数の発明出願に関係することができる。

(28) 特許庁が受領した発明出願には、番号が割り当てられ、特許庁による受領日が表示される。

(29) 登録された発明出願の資料は、返却されない。

第3節 分割発明出願

(30) 出願人は、次の場合は、分割発明出願を行う権利を有する。

30.1. 当初の発明出願が発明の単一性の要件に違反して行われた場合

30.2. 発明が発明出願を行った際にクレームに含まれていなかったが、明細書に開示されていた場合

30.3. 1の特許を求めて1群の発明が出願されたが、出願人が各発明について特許を取得する決定をした場合

(31) 分割発明出願は、原発明出願と同一の出願人が行わなければならない。他の出願人が分割発明出願を行う場合は、移転又は発明特許を取得する権利の移転に関する書類を提出しなければならない。

(32) 分割出願が他の分割出願の分割の基礎である場合は、発明は、原発明出願及び最初の分割出願の両方に開示されていなければならない。

(33) 分割発明出願を行う際に、最初の発明出願の謄本が原発明出願について提出された場合は、この謄本を提出することは必要とされない。

(34) 当初の出願に関して特許を付与する決定が下された場合は、分割出願は、発明の登録日前に行わなければならない。法第19条(4)又は第21条(5)に従って特許の付与を拒絶する決定が下された場合は、審判請求期間の満了前に行わなければならない。

法第19条(5)又は第21条(3)に従って、当初の出願に関して特許の付与を拒絶する決定が下された場合は、出願人が徒過した期限は、分割出願の出願日時点に回復する。

(35) 特許庁が分割発明出願を受領した日時点で、当初の発明出願は、取り下げられていない。

(36) 分割発明出願は、本規則に規定する要件に適合していなければならない。

第4節 ユーラシア出願及び国際出願

(37) ユーラシア出願及び国際出願は、出願人の少なくとも1人がベラルーシ共和国の領域内に居住地又は所在地を有する場合は、特許庁に対して行う。

(38) ユーラシア出願は、特許条約規則の規則211に規定する書類を含まなければならない。

(39) ユーラシア出願書類は、特許条約規則の規則22から規則27まで並びにユーラシア特許庁におけるユーラシア出願の作成、出願及び審査に関する規則(2)2.5から2.8までに規定する要件に適合していなければならない。

(40) 国際出願は、PCT第3条(2)に規定する書類を含まなければならない。

(41) 国際出願書類は、PCT第4条から第7条まで及びPCT規則の規則3から規則13までに規定する要件に適合していなければならない。

(42) 特許庁に国際出願を行う際は、出願人は、PCT規則の規則14に従って出願書類のWIPOの国際事務局への転送に係る手数料を納付しなければならない。郵送手数料は、国際出願の受領日から1月以内に納付しなければならない。

(43) 特許庁は、ロシア語又は英語による国際出願を受理する。

(43-1) ユーラシア出願及び国際出願は、AISを通じて提出しない。

第 II 章 出願書類

第 5 節 願書

(44) 願書は、次の事項を含まなければならない。

44. 1. 出願人の名義で発明のベラルーシ共和国特許を求める請求

44. 2. 出願人に関する次の情報

- ・ 個人の姓、名及び父称(ある場合)(姓は、名の前に表示する)並びに(又は)法人の設立書類に従う完全名称

- ・ 居住地(滞在地)又は所在地の住所並びに電話、ファクス及び電子メールアドレス(ある場合)

- ・ 居住地(滞在地)又は所在地の国を表示する際は、WIPO 標準 ST. 3 に従う国コードを使用する。

- ・ 出願人が発明の創作者である場合は、発明の創作者の居住地(滞在地)を表示するために規定された方法によりその居住地(滞在地)に関する情報を表示する。

- ・ 出願人がベラルーシ共和国の法人である場合は、出願には、ベラルーシ共和国の国内企業組織分類(OKPO)に従うそのコード、納税者登録番号(UNP)及び出願人が従属する又はその組織(システム)に出願人の法人を含む法人の名称(ある場合)を表示しなければならない。

44. 3. クレームされた発明(1 群の発明)の名称。これは、発明の明細書に示された名称と一致しなければならない。

44. 4-1. 発明が科学的及び科学技術的活動(以下「STA」という)の一部として創作された場合は、当該活動の実施の枠内における共和国及び(又は)地方予算(国家目標予算資金及び国家予算外資金を含む)の支出による発明の全部又は一部の創作に関する情報(国内出願人について)。これには、次の事項を明記する。

- ・ STA が実施されたプログラム

- ・ プログラムの枠内で出願人である者—国家発注者、実行者、国家発注者によって発明特許を取得する権利を移転された者(実行者)

- ・ 科学技術書類の資金源

44. 5. 発明出願が分割として行われる場合は、原発明出願の出願日及び番号

44. 6. 特許庁への発明出願の出願日前の優先権を請求する際は、優先権の確定の請求であって、当該優先権を請求する理由(パリ条約の同盟国における最初の発明出願の出願日による、先に行われた発明出願の追加資料の受領日による、特許庁への先の発明出願の出願日に基づく)を表示したもの

44. 7. 最初の又は先の発明出願の番号及び主張される優先日。複数の出願を基礎として優先権が主張される場合は、すべての出願の番号及び適切な場合は、主張される複数の優先日を表示しなければならない。条約優先権を請求する際は、WIPO 標準 ST. 3 に従う出願国コードを表示する。

最初の発明出願の番号、主張される優先日及び最初の発明出願が行われた国は、発明出願を行う際又は法第 16 条(3)第 2 段に規定する期間内に表示しなければならない。

44. 8. 名宛人(出願人、特許弁護士、総代表者)の姓、名、父称(ある場合)又は名称並びに電話、ファクス及び電子メールアドレス(利用可能な場合)を表示した、郵便物の名宛に関する

る，規則に従う通信宛先

44. 9. 発明出願が代理人を通じて行われる場合は，代理人に関する次の情報

- ・代理人の姓，名及び父称(ある場合)
- ・代理人が特許弁護士又は総代表者である旨の表示
- ・特許弁護士が代理人として選任された場合は，特許弁護士の登録番号，電話，ファクス，電子メールアドレス(ある場合)

44. 10. 発明出願に添付される書類の一覧であって，1部の枚数を表示し，発明出願を紙面で行う場合は，部数も表示したもの。種類が出願様式に用意されていない他の添付書類については，その目的を具体的に表示する。

44. 11. 法第6条(2)に従う特許を取得する権利が発生する基礎(理由)の表示

44. 12. 特許庁の公報においてクレームとともに公開することを提案する図面の図番号(複数の図が存在する場合)。図番号が明記されていない場合は，図面の最初の図が公開される。

44. 13. 発明の創作者に関する次の情報

- ・姓，名及び父称(ある場合)(姓は，名の前に表示する)
- ・WIPO 標準 ST. 3 に従う国コードを含む，居住地(滞在地)の住所

(45) (44)44. 5 から 44. 7 までに規定する情報は，特許庁による発明出願の受領日前の優先権が主張される場合に限り提供しなければならない。

(46) 紙面による出願は，SCST が規定する様式により提出し，出願人又はその特許弁護士が署名し，姓，イニシャル及び署名日を表示しなければならない。

出願人が法人である場合は，出願には，この法人の長又は署名する権限を付与された者が署名し，署名者の姓，名及び役職を表示する。

特許庁に提出された出願にその署名日が表示されていない場合は，署名日は，特許庁への出願の提出日とする。

(47) 情報の量が多いことに起因して，出願様式に用意された適切な場所に完全に収めることができない情報は，同一の順序で追加用紙に示し，「追加用紙の続きを参照」という対応する表示によって示す。追加用紙には，出願人が署名しなければならない。

(48) 「願書」という語の上に位置する願書の欄は，特許庁による発明出願の受領後に詳細を記入することを目的とし，出願人は記入しない。

第6節 国際出願の国内審査段階への移行の申請

(49) 国際出願の国内審査段階への移行の申請は、次の事項を含まなければならない。

49.1. 国際出願番号

49.2. 国際出願の公開番号

49.3. 国際出願の出願日

49.4. 国際出願の公開日

49.5. クレームされた発明(1群の発明)の名称。これは、発明の明細書に示された名称と一致しなければならない。

49.6. 出願人に関する次の情報

- ・主格の個人の姓、名及び父称(ある場合)(姓は、名の前に表示する)並びに(又は)法人の完全名称

- ・居住地(滞在地)又は所在地の住所並びに電話、ファクス及び電子メールアドレス(ある場合)。居住地(滞在地)又は所在地の国を表示する際は、WIPO標準ST.3に従う国コードを使用する。出願人が発明の創作者である場合は、発明の創作者の居住地(滞在地)を表示するために規定された方法によりその居住地(滞在地)に関する情報を表示する。出願人がベラルーシ共和国の法人である場合は、出願には、ベラルーシ共和国の国内企業・組織分類(OKPO)に従うそのコード、納税者識別番号(UNP)及び出願人が従属する又はその組織(システム)に出願人である法人を含む法人の名称(ある場合)を表示しなければならない。

49.8. 国際出願の審査の早期開始の請求。同時に、何れの日から出願人が当該審査の開始を請求するか(国際出願の国内審査段階への移行の申請に添付された書類の受領日から又は出願人によって表示された特定の日から)を表示する。

49.9. 名宛人(出願人、特許弁護士、総代表者)の姓、名、父称(ある場合)又は名称並びに電話、ファクス及び電子メールアドレス(利用可能な場合)を表示した、郵便物の名宛に関する規則に従う通信宛先

49.10. 発明出願が代理人を通じて行われる場合は、代理人に関する次の情報

- ・代理人の姓、名及び父称(ある場合)又は名称
- ・代理人が特許弁護士又は総代表者である旨の表示
- ・特許弁護士が代理人として選任された場合は、特許弁護士の登録番号、電話、ファクス、電子メールアドレス(ある場合)

49.11. 次のものに基づく国際出願の審査の開始の請求

- ・最初に提出された又はPCT第34条(2)(b)に基づいて補正された発明の明細書
- ・最初に提出された又はPCT第19条若しくは第34条(2)(b)に基づいて補正されたクレーム
- ・最初に提出された又はPCT第34条(2)(b)に従って修正された図面
- ・国際出願を国内審査段階に移行する際に行われた発明の明細書及び(又は)クレーム及び(又は)図面の補正

49.12. 添付書類の一覧であって、1部の枚数を表示し、国際出願の国内審査段階への移行の申請を紙面で行う場合は、部数も表示したもの。種類が出願様式に用意されていない他の添付書類については、その目的を具体的に表示する。

49.13. 発明の創作者に関する次の情報

- ・姓、名及び父称(ある場合)(姓は、名の前に表示する)

- ・ WIPO 標準 ST. 3 に従う国コードを含む，居住地(滞在地)の住所

(50) 国際出願の国内審査段階への移行の申請は，SCST が規定する様式により紙面で提出する。(46)から(48)までに規定する要件は，国際出願の国内審査段階への移行の申請を作成する際に適用される。

第7節 発明の明細書

(51) 発明の明細書は、願書に表示された発明の名称、IPCの現行版の見出し索引から始め、次のセクションを含む。

51.1. 発明が関係する技術分野

51.2. 技術水準

51.3. 発明の要旨

51.4. 図面の図の一覧(添付されている場合)

51.5. 技術的成果の達成を伴う発明の実施可能性を確認する情報

(52) 明細書の本文におけるセクションの名称は、表示してはならない。

(53) 1群の発明の明細書において、明細書の各セクションには、群の各発明に関する情報を示さなければならない。

(54) 明細書のセクション全体又はその一部を、必要な情報を含む情報源(文献情報源、先に行われた発明出願における明細書、保護証書における記載など)への参照に置き換えることは認められない。

第8節 発明の名称。発明が関係する技術分野

(55) 発明の名称は、発明の目的を特徴付け、発明の要旨に対応する。名称は、短く、簡潔（好ましくは10語以下）であるべきであり、架空の名称、通称、略称、商標及びサービスマーク、広告、商号及び他の特別な名称、商品の原産地名称、「など」及び類似の語であって、発明を特定するという目的を果たさないものを含むべきではない。

発明の名称は、情報目的のためのものであり、発明の目的を反映するクレームに示された一般的概念と一致してはならない。

(56) 名称は、単数形で記載する。例外は、特に、次のものである。

56.1. 単数形で使用されない名称(例えば、プレイヤー、ワイヤーカッター、はさみ)

56.2. 一般構造式によって包含される化合物に関する発明の名称(例えば、…としてのポリペプチド、アントラサイクリン誘導体、5,6-ジヒドロピロン誘導体)

56.3. 発明の群に含まれ、1の目的の手段に関係するが、選択肢でない発明の名称(例えば、取得、生産方法)

(57) 化合物に関する発明の名称は、認められた命名法の1に従うその名称を含まなければならない。

(58) 生物学的活性物質については、生物学的活性の種類を表示を示すことができ、バイオテクノロジー製品については、果たされる機能を示すことができる。

(59) 化学物質に関する発明の名称は、その特定の目的を表示することができる。

(60) 未知の組成の混合物である物質を取得するための方法に関する発明の名称は、この物質の目的又は生物学的活性の表示を含む。

(61) 菌株に関する発明の名称は、国際命名法の要件に従うラテン語による生物学的対象の一般名称及び特定名称並びに菌株の目的を含まなければならない。

(62) 装置、方法、物質、バイオテクノロジー製品の使用に関する発明の名称は、それぞれの対象について採用された規則に従って作成し、その目的を特徴付けなければならない。

(63) 対象の1が他の対象を(他の対象において)取得(製造)し、実施し、又は使用することを目的とする様々な対象に関する1群の発明の名称は、1の発明の完全名称及び他の発明の略称を含むことができる。

変形に関する1群の発明の名称は、「変形」という語を括弧内に表示することによって補足された群の1の発明の名称を含むことができる。

(64) 発明の明細書の「発明が関係する技術分野」というセクションには、発明の対象の特定の目的及びその適用範囲を表示する。当該分野が複数存在する場合は、発明の好ましい適

用分野を表示する。

第9節 先行技術

(65) 発明の明細書の「技術水準」というセクションには、出願人が知っている発明の類似物に関する情報を提供し、その中で、特徴の全体に関して発明に最も近い類似物(原型)を強調する。

(66) 発明の類似物としては、本質的にクレームされた発明に近い同一の目的の手段であって、優先日前に公衆の利用に供された情報から公知のものを選択する。

(67) 類似物を発明の明細書に表示する場合は、類似物の特徴が開示されている情報源への番号参照を示し、クレームされた発明の特徴と一致する特徴を表示する。

(68) 発明が特定の目的又は生物学的活性を有する特定されていない組成の物質を取得するための方法に関する場合は、同一の目的又は同一の生物学的活性を有する物質を取得するための方法を類似物として表示する。

(69) バイオテクノロジー製品に関する発明の類似物を記載する際は、同一の機能を有する公知の製品に関する情報を示す。物質の産生株である菌株に関する発明の最も近い類似物を記載する際は、この物質の公知の産生株及び産生された物質に関する情報を示す。

(70) 発明が装置、方法、物質、バイオテクノロジー製品の使用に関する場合は、その類似物は、同一の目的の公知の対象を含む。

(71) 1群の発明を記載する際は、類似物に関する情報を各発明について別個に示す。

第10節 発明の要旨

(72) 発明の明細書の「発明の要旨」というセクションには、クレームされた発明によって解決されるべき技術的課題を開示し、発明を実施することによって取得することができる技術的成果を表示する。

技術的課題は、原則として、特性が所定の要件を満たす対象を創作することである。この対象は、(3)に規定する対象とすることができる。

(73) 発明の要旨は、発明出願に明記された技術的成果の達成を伴う発明の実施及び発明の特定に十分な、関連する対象に固有の1組の本質的特徴によって表現する。

(74) 発明の対象としての装置は、構造及び製品を含み、その特性については、特に、次の特徴を使用する。

- ・ブロック、アセンブリ、構造要素の存在及び機能的目的、それらの相互配置、要素及び(又は)装置全体の実行形態によって特徴付けられた装置の構造的実装
- ・ブロック、ノード、要素間の通信
- ・要素間の接続形態
- ・要素のパラメータ及び他の特性並びにそれらの関係
- ・要素及び(又は)装置全体が作られている材料
- ・要素の機能を果たす環境

(75) 発明の対象としての方法は、有形手段を使用して有形物に対して相互に関係する行為を行うための方法を含む。

(76) 方法を特徴付けるためには、特に、次の特徴を使用する。

- ・行われる動作(操作)
- ・動作(操作)が行われる順序
- ・動作(操作)の実施に係る条件、物質(原料、試薬、触媒)、装置、菌株、微生物、植物及び動物の細胞培養物の使用、操作の態様

(77) 発明の対象としての物質は、次のものを含む。

- ・化合物。これには、高分子化合物も含まれる。
- ・組成物(組成物、混合物)
- ・核変換生成物

(78) 化合物を特徴付けるためには、特に、次の特徴を使用する。

- ・構造が規定された低分子化合物については、化学組成(一定の元素の原子及びその数)及び化合物の構造式
- ・高分子化合物については、高分子の1結合の化学組成及び構造、高分子全体の構造、結合の周期性、分子量、分子量分布、高分子の形状及び体積測定、その末端基及び側基
- ・構造が決定されていない化合物については、この化合物を特定することを可能にする物理

化学的及び他の特性(調製方法の特徴を含む)

(79) 組成物を特徴付けるためには、特に、次の特徴を使用する。

- ・ 定性的組成(成分)
- ・ 定量的組成(成分の含有量)
- ・ 構造的特性

(80) 特定されていない組成の組成物を特徴付けるためには、物理化学的、物理的及び実用的な指標並びにこの組成物を取得する方法を特徴付ける特徴を使用することができる。

(81) 核変換によって取得された物質を特徴付けるためには、特に、次の特徴を使用する。

- ・ 定性的組成(元素の同位体)
- ・ 定量的組成(陽子及び中性子の数)
- ・ 基本的核特性：半減期、種類及び放射エネルギー(放射性同位体についての)

(82) 発明の対象としてのバイオテクノロジー製品は、その自然環境から単離された又は他の手段によって取得された製品を含む。発明の対象としてのバイオテクノロジー製品は、次のものを含むことができる。

- ・ 生物、特に、植物、動物、微生物の菌株、植物及び動物の細胞培養物
- ・ 無生物、特に、植物、動物若しくは微生物から単離された又は他の手段によって取得されたホルモン、サイトカイン、酵素、抗原、抗体、核酸配列、プラスミド、ベクターなど

(83) 植物及び動物を特徴付けるためには、特に、次の特徴を使用する。

- ・ 選定
- ・ 起源及び取得方法
- ・ 分類学的所属
- ・ 有用な性質
- ・ 遺伝子型及び(又は)表現型の特徴
- ・ 植物又は動物が含む遺伝子構築物の特徴
- ・ 植物又は動物の構造要素の特徴
- ・ 植物又は動物が産生する有用な物質及び産生レベルに関する情報
- ・ 繁殖の特徴
- ・ 有用な性質の安定性

(84) 微生物の個々の菌株、植物及び動物の細胞培養物を特徴付けるためには、特に、次の特徴を使用する。

- ・ 選定
- ・ 起源(入手元、菌株の系統、元の又は親菌株の特性など)
- ・ 分類学的所属
- ・ 培養上の及び形態学的特徴
- ・ 生理学的及び生化学的特徴

- ・細胞学的特徴
- ・分子生物学的特徴
- ・マーカーの特徴(遺伝的, 免疫学的, 生化学的, 生理学的など)
- ・発癌性(医学的及び獣医学的用途の菌株についての)
- ・汚染データ
- ・バイオテクノロジー特性: 菌株が産生する有用な物質の名称及び性質, 活性(産生)レベル並びにその決定のための方法
- ・長期培養中の有用な性質の保存の安定性に関する情報
- ・病原性, 免疫原性, 抗原構造, 抗生物質に対する感受性, 拮抗性(医学用及び獣医学用菌株についての)
- ・繁殖の特徴
- ・凍結保存に関する情報

(85) 微生物の菌株, 植物及び動物細胞培養物のコンソーシアムを特徴付けるためには, 個々の菌株を特徴付ける(84)に列挙した特徴に加えて, 特に, 次の特徴を使用する。

- ・適応及び選択の因子及び条件
- ・分類学的組成
- ・個々の構成要素の比及び交換可能性
- ・分割可能性
- ・個々の構成要素の培養上の・形態学的, 細胞学的, 生理学的・生化学的及び他の特徴
- ・安定性及び(又は)競合性
- ・コンソーシアム全体の生理学的特性

(86) 無生物に関するバイオテクノロジー製品を特徴付けるためには, 特に, 次の特徴を使用する。

- ・構造が規定された又は部分的に規定された製品については, 核酸(例えば, 遺伝子, 遺伝子断片)のヌクレオチド配列, タンパク質, ポリペプチド, ペプチドのアミノ酸配列, プラスミド, ベクター, 遺伝子構築物, 組換え及びハイブリッド分子の調節及びコード領域の数, 部位及びマーカーを含む構成要素の存在及び順序を含む, 構造式又は構造的特徴
- ・構造が決定されていない製品については, これらの製品を特定し, 他の公知の製品と識別することを可能にする物理化学的及び他の性質(調製方法の特徴を含む)

(87) すべてのバイオテクノロジー製品については, それらが果たす機能を表示する。

(88) 装置, 方法, 物質, バイオテクノロジー製品の使用とは, 特定の目的のためのその使用を意味する。

(89) 特定の目的を含む, 装置, 方法, 物質, バイオテクノロジー製品の使用を特徴付けるためには, それを特定するのに十分な対象の特性及びこの目的の表示を使用する。

(90) 技術的成果は、方法の実施において又は製品の製造若しくは使用(発明を具現化する方法によって直接的に取得された製品の使用を含む)において客観的に現れる技術的效果、現象、性質などの特性である。

(91) 技術的成果は、特に、摩擦係数の減少(増加)、薬物の効果の局在化、測定装置の感度の増加、振動の減少、信号波形ひずみの減少、湿潤性の改善、ワクチンの免疫原性の増加、一定の方向を有する抗体の取得、コンピュータ速度の増加で表現することができる。発明を創作する際に、課題が特定の目的のための一式の技術的手段を拡充すること又は当該手段を初めて取得することのみである場合は、技術的成果の本質は、この目的の実現にある。

(92) 取得された成果は、特に、次に該当する場合は、技術的性質を有するとみなされない。

- ・一定の種類の実施におけるその参加者間の合意又は所定の規則に基づく一定の秩序の遵守に起因してのみ達成されること
- ・その本質が様々な情報の取得のみにあり、かつ、数学的方法、電子計算機のためのプログラム又は当該プログラムにおいて使用されるアルゴリズムの使用によってのみ達成されること
- ・何れかの媒体に何らかの形態により提示された情報の意味内容の特性のみに起因すること
- ・娯楽的興行であること

(93) 発明が情報媒体、特に、機械可読媒体又は当該媒体を取得するための方法に関し、媒体に記録された情報の内容を反映する特徴、特に、電子計算機のためのプログラム又は当該プログラムにおいて使用されるアルゴリズムの関与により特徴付けられている場合において、技術的成果が特定の情報に含まれる命令の実施に起因してのみ現れるときは、当該技術的成果は、所与の発明を具現化する方法に関係するとみなされない。ただし、発明が、取り外し可能な媒体を含む機械可読情報媒体であって、このプログラム媒体に記録されたものの制御下で技術的手段の操作に直接的に関与することを目的とし、特定の成果をもたらすものに関係する場合はこの限りでない。

(94) 発明の明細書の「発明の要旨」というセクションには、(最も近い類似物が特定される場合は)発明を最も近い類似物と識別する特徴を強調し、技術的成果を確保する1組の本質的特徴を表示する。

特徴の特性を、この特徴が開示されている情報源への参照に置き換えることは認められない。

(95) 発明の実施が複数の技術的成果をもたらす場合は、それらのすべてを表示することが推奨される。

(96) 発明の明細書の「発明の要旨」というセクションには、発明の特徴と達成される技術的成果との間の因果関係を開示し、可能な場合は、正当化する。

第 11 節 図面の図の一覧

(97) 発明の明細書の「図面の図の一覧」というセクションには、図の各々に示された内容を簡単に表示した図面の図の一覧が存在する。

(98) 出願人が発明の要旨を説明する他の資料を提出した場合は、発明の明細書の「図面の図の一覧」というセクションには、その内容の簡単な説明を示す。

(99) 明細書の本文に 1 の図のみが存在する場合は、図示画像が示す正確な内容を表示する（例えば、図面はクレームされた装置の全体図を示す、提案された方法を略図によって示す、示されたブロック図は…を反映する）。

第 12 節 装置、方法、物質に関する発明の実施可能性を確認する情報

(100) 発明の明細書の「発明の実施可能性を確認する情報」というセクションには、発明の要旨から明白に導かれない場合は、クレームされた目的の実現を伴う発明の実施及び技術的成果の取得の可能性を示す。クレームにおいて、何れかの特徴が一般化された概念の形態で提示されている場合は、このセクションは、発明を実施するために使用される特定の手段に関する情報を提供する。

これらの手段は、このセクションに記載し、又は発明の優先日前に先行技術から公知でなければならず、これは、情報源への参照によって確認しなければならない。

このセクションは、解決されるべき課題を記載する際に発明の明細書の「発明の要旨」というセクションに表示される、発明の実施における技術的成果の取得可能性を確認する情報を提供する。発明が一般的概念を使用して特徴付けられる場合は、その様々な特定の形態による技術的成果の達成可能性を示すべきである。発明を特徴付けるために値の区間として表現された定量的特徴を使用する際は、この区間における技術的成果の取得可能性を示す。

(101) 発明を記載する際は、発明の明細書の「発明の実施可能性を確認する情報」というセクションには、クレームの識別部分及び限定部分の両方に含まれる発明のすべての特徴を挙げる必要がある。これは、独立項及び従属項の両方の特徴に適用される。

(102) 装置に関する発明については、図面の図(添付されている場合)を参照して静止状態でのその説明を示す。明細書における構造要素の番号表示は、それが言及する語の直後に表示し、図面の図におけるその番号表示に対応しなければならない。

静止状態での説明の後に、図面の図又は他の説明資料(添付されている場合)を参照して、クレームされた技術的成果の達成を確保する態様による装置の操作又はその使用方法の説明を示す。新規な材料が装置において使用される場合は、その生産のための方法を記載する。

(103) 方法に関する発明を特徴付けるためには、方法の操作、動作、方法、その実施の順序及び条件並びに方法の実施において使用される手段を示す。何れかが発明の優先日前に公知である場合は、それらに言及すれば十分である。未知の操作、技法、手段を使用する際は、その特性及び詳細な説明を示す。

(104) 新規な物質が方法において使用される場合は、その調製のための方法を記載する。

(105) 方法の実施可能性を確認する情報としては、好ましい選択肢を含む、その実施例を示すことができる。

(106) 一般構造式によって記載された 1 群(シリーズ)の化合物を取得するための方法に関する発明については、その調製のための一般的スキーム、すなわち、群(シリーズ)の少なくとも 1 の化合物の取得例を含む情報を提供することによって、群(シリーズ)のすべての化合物の取得可能性を確認する。共通の本質的構造要素を有する 1 群(シリーズ)の新規な化合物が異なる化学的性質の基を有する化合物を含む(である)場合は、これらの基を有する化合物の

調製及び表示された目的のためのすべての当該化合物の使用可能性を確認するのに十分な例を示す。群(シリーズ)に含まれる取得された化合物については、公知の方法によって確認された構造式及びその特定のために必要な物理化学的特性を示す。

(107) 特定されていない構造の化合物を取得するための方法に関する発明については、その特定のために必要なデータ、化合物を取得するための初期試薬に関する情報、出願人によって表示された目的のための化合物の使用可能性を確認する情報及び当該選定を決定する性質に関する情報を表示する。

(108) バイオテクノロジー製品を生産するための方法に関する発明については、得られた製品が実際に所望の性質を有し、特定の目的のために使用することができることを確認する。製品の特性を可能にする特徴、該当する場合は、構造式、構造及び組成の特徴並びに製品の種類に応じた他の特徴を示す。

共通の構造要素を有する1群のバイオテクノロジー製品を生産するための方法に関する発明については、群のすべての製品の取得可能性を確認するのに十分な数の例を示す。これは、取得されたすべてのバイオテクノロジー製品が同一の種類の活性を有し、同一の機能を果たすことを確認する。

(109) 菌株が使用される方法に関する発明の実施可能性は、菌株の使用に関して、その調製のための方法の記載、菌株の寄託に関する情報の提供及び所定の方法により作成された当該寄託に関する書類の提供によって確認する。寄託は、優先日以前に行わなければならない。

(110) 製品の要素又は製品自体が未知の組成及び(又は)構造の材料で作られた製品を生産するための方法に関する発明については、材料に関する情報及びそれを特定することを可能にする材料の性質並びに要素及び(又は)製品の特性に関するデータを表示する。

(111) 動物の疾患の治療、診断又は予防のための方法に関する発明については、特定の疾患の治療、診断又は予防に対する方法の適合性を確認する情報(特に、生体内での実験及び(又は)ガラス器内での実験の結果並びに(又は)臨床試験データ)を表示する。疾患の原因病理論に影響を及ぼす、又は原因病理論と使用された診断指標との間の関係の存在を決定する特定された因子に関する情報を提供し、当該情報が存在しない場合は、特定の疾患の治療、診断又は予防に対する方法の適合性を確認する他のデータ(特に、適切なモデルでの実験において取得されたもの)を提供する。

(112) 構造が規定された新規な化合物に関する発明については、化合物の構造式及び化合物を特定するために必要なその物理化学的特性を示す。

(113) 構造が特定されていない化合物又は他の物質に関する発明については、それを特定するための1組の特徴を提供する。

(113-1) 構造が規定された化合物、構造が特定されていない化合物又は他の物質については、それらが取得された方法を記載し、記載された目的のための化合物又は物質の使用可能性を確認し、生物学的活性物質については、その活性(必要であれば、毒性及び(又は)作用の選択性)の指標及び他の指標を記載する。

(114) 発明がヒト及び動物における特定の疾患の治療、診断又は予防のための薬剤に関する場合は、発明の明細書は、それぞれ、特定の疾患の治療、診断又は予防に対するその適合性を確認するための信頼できる情報を提供する。

(115) 新規な化合物が菌株を使用して取得される場合は、生合成過程に関する情報を示し、対応する菌株を取得することができる場所又は方法を表示し、菌株の寄託に関する書類を提出する。

(116) 発明が、共通の構造式によって記載された、構造が規定された 1 群(シリーズ)の新規な化合物に関する場合は、その調製のための一般的スキーム、すなわち、群(シリーズ)の少なくとも 1 の化合物の取得例を含む情報を提供することによって、群(シリーズ)のすべての化合物の取得可能性を確認し、当初の発明出願資料に表示された目的のための群(シリーズ)の化合物の少なくとも 1 の使用可能性を確認する。

共通の本質的構造要素を有する 1 群(シリーズ)の新規な化合物が異なる化学的性質の基を有する化合物を含む(である)場合は、これらの基を有する化合物の調製及び発明の目的のための元の出願資料に表示されたすべての当該化合物の使用可能性を確認するのに十分な例を示す。

(117) 発明が中間化合物に関する場合は、当該中間化合物からの特定の目的又は生物学的活性を有する新規な最終製品の取得可能性を示す。

(118) 発明が組成物(混合物、溶液、合金、ガラスなど)に関する場合は、組成物を構成する成分、その量比、構造的特性を表示する例を示し、組成物を取得するための方法を記載し、新規な物質を成分として含む場合は、その調製のための方法を記載する。

例には、各成分の含有量をクレームに明記された値の範囲内にある単一の値で表示する(クレームにおける成分の量比を(重量又は体積)百分率として表現する際は、例に明記されたすべての成分の総含有量は、100 パーセントとする)。

第13節 バイオテクノロジー製品に関する発明の実施可能性を確認する情報、すなわち、特定の目的のための装置、方法、物質、バイオテクノロジー製品の利用

(119) 植物又は動物に関する発明については、植物又は動物の起源及びその生産方法を開示しなければならない。かつ、クレームされた目的のためのその使用可能性及びこの植物又は動物が取得された目的である植物又は動物の有用な性質の存在を確認しなければならない。加えて、植物又は動物を特定することを可能にする特徴を示す。同一の要件が、植物又は動物の子孫及びその個々の部分(要素)に適用される。

植物又は動物を作製する際の課題がその助けを借りて製品(物質)を取得することである場合は、当該製品(当該物質)が実際に取得され、所望の性質を有することを確認する情報を表示する。必要であれば、産生レベルに関する情報を提供する。

(120) 菌株に関する発明については、菌株の命名法データ及び名称を表示し、かつ、その起源を開示し、クレームされた菌株を特定することを可能にする培養上の形態学的、生理学的、生化学的、遺伝的及び他の特徴を示す。加えて、特定の目的のための菌株の使用可能性を確認し、特に、産生菌株については、標的製品を単離及び精製するための方法並びに標的製品(例えば、抗生物質、酵素、モノクローナル抗体を産生する菌株)の性質を開示する。微生物の菌株、植物及び動物の細胞培養物に関する発明の実施可能性は、この菌株を取得するための方法及びその寄託に関する情報の記載、所定の方法により作成されたこの菌株の寄託に関する書類の提出によって確認する。寄託は、発明の優先日以前に行わなければならない。

(121) すべてのバイオテクノロジー製品については、それらが果たす機能又は活性の種類、起源を表示し、これらの製品が取得される方法を開示し、記載された目的のためのその使用可能性を確認する。

(122) 構造が規定された又は部分的に規定された製品については、核酸(例えば、遺伝子、遺伝子断片)のヌクレオチド配列、タンパク質、ポリペプチド、ペプチドのアミノ酸配列、プラスミド、ベクター、遺伝子構築物、組換え及びハイブリッド分子の調節及びコード領域、部位及びマーカを含む構成要素の存在及び順序を含む、構造式又は構造的特徴を示す。

ヌクレオチド配列又はアミノ酸配列は、特徴を特徴付けるために使用される場合であって、配列表の配列の特徴付けがフリーテキストを使用して示される場合は、適切なフリーテキストとともに、配列表にその番号を「SEQ ID NO…」という形態で、表示することによって表現する。

(123) 構造が特定されていない製品については、それらを特定し、特に、他の公知の製品と識別することを可能にする1組の特徴を提供する。

(124) モノクローナル抗体については、その生産方法、特に、抗体産生ハイブリドーマに関する情報(その寄託証明書を含む)を表示する。加えて、医学用及び獣医学用製品について

は、毒性、発熱性、禁忌又は他の制限に関する情報を表示する。

(125) 発明が共通の構造要素を有する 1 群の新規な製品に関する場合は、その調製のための一般的方法を開示し、かつ、群の特定の製品の取得例を提供することによって、群に含まれるこれらの製品の取得可能性を確認する。発明が特定のヌクレオチド配列又はアミノ酸配列を有する核酸又はタンパク質(ポリペプチド、ペプチド)及びヌクレオチド又はアミノ酸の挿入、欠失又は置換により得られるそのバリエーションに関する場合は、このようにして形成される製品を表示して、当該挿入、欠失及び置換の局在化に関する情報を表示し、このようにして取得された製品が元の製品と同種の活性及び類似の機能を有することを確認する。

(126) 核酸配列のハイブリダイゼーションについては、ハイブリダイゼーション条件及びハイブリダイゼーションの程度(百分率)を表示する。同時に、ハイブリダイゼーションの程度を評価するための方法を開示し、元の配列と特定の程度ハイブリダイズする特定の配列の例及び当該配列の機能的特徴を確認する情報を示す。

(127) 核酸、タンパク質、ポリペプチド及びペプチドの相同及び相補配列については、相同性又は相補性の程度(百分率)を表示する。これはまた、相同性又は相補性の程度を評価するための方法を開示し、元の配列と特定の程度相同又は相補的である特定の配列の例及び当該配列の機能的特徴を確認する情報を提供する。

(128) 中間及び最終製品を含む 1 群の発明については、一定の性質及び活性の種類を有する特定の中間製品から最終製品を取得するための方法を開示する。

(129) 特定の(クレームされた)目的のための製品又は方法の使用に関する発明については、明細書は、このクレームされた目的のための発明の実施可能性を確認する情報を含み、使用される対象自体の性質及び特性を表示する。

発明がヒトにおける特定の疾患の治療、診断若しくは予防のための製品の使用又は動物における特定の疾患の治療、診断若しくは予防のための製品若しくは方法の使用に関する場合は、それぞれ、この疾患の治療、診断又は予防に対する対象の適合性を確認する信頼できる情報を表示する。

(129-1) 発明が野生植物若しくは野生動物から取得された物質若しくはバイオテクノロジー製品又はこの物質若しくはバイオテクノロジー製品が使用される方法又は当該物質若しくはバイオテクノロジー製品の使用に関する場合は、野生植物の生育地又は野生動物の生息地(地域、地区)(知られている場合)を表示する。

第14節 クレーム

(130) クレームは、明細書に完全にに基づき、発明をその明細書に含まれる概念を用いて特徴付けなければならない。この要件は、クレームに含まれるすべての特徴が明細書において少なくとも言及されている場合は、満たされていると認められ、発明の特徴は、クレームに最初に出現することができない。

クレームは、発明の要旨を表現し、出願人によって表示された技術的成果を達成するのに十分な1組のその本質的特徴を含まなければならない。

(131) クレームは、明確かつ正確でなければならず、クレームにおける特徴は、それらを特定し、公知の先行技術に基づいて専門家がこれらの特徴を特徴付ける概念の意味内容を明瞭に理解することを可能にする方法により表現しなければならない。

(132) 特徴の複数の実施形態が可能であり、他の特徴とともに、同一の技術的成果の取得をもたらす場合は、特徴を、特定された実施形態を包含する一般的概念として表現することが妥当である。

当該概念が存在しない場合又は特定の技術的成果をもたらさない特徴の実施形態も包含し、それにより一般化が不適切になる場合は、特徴は、異なる特徴の実施形態を特徴付ける択一的概念の形態で表現することができる。

(133) クレームにおける特徴の特性は、この特徴が開示されている情報源への参照で置き換えることができない。

(134) 発明の要旨を理解するために必要であれば、発明の明細書並びに図面、グラフィックス及び他の裏付け資料への参照をクレームに含めることができる。

(135) 図面への参照は、通常、言語的に又は数学的に記載することができない、その実行形態が異なる対象を記載する際並びに発明の対象が、性質をグラフ及び図を使用してのみ記載することができる物質又は言語的特徴付けが困難である若しくはクレームの過度の乱雑性をもたらすバイオテクノロジー製品である場合に使用される。

特に、発明を特徴付けるためにヌクレオチド配列及び(又は)アミノ酸配列が使用される場合は、クレームは、「SEQ ID NO…」という形態での配列表におけるその番号への参照又は対応する図示資料への参照を使用する。

(136) クレームにおいては、意味が不明瞭である用語及び表現(例えば、薄い、広い)を使用すべきではない。

(137) クレームは、商業的又は広告的性質の表現及び発明の他の非技術的側面を反映する表現を含むべきではない。

(138) クレームは、単項又は多項とすることができる。

(139) 単項クレームは、発明の実施又は使用の特定の事例に関する展開又は明確化を有さない1組の特徴によって1の発明を特徴付けるために使用される。

(140) 多項クレームは、発明の実施又は使用の特定の事例に関してその特徴の全体を展開及び(又は)詳細化することにより1の発明を特徴付け、又は1群の発明を特徴付けるために使用される。

(141) 1の発明を特徴付ける多項クレームは、1の独立クレーム(項)及び後続の従属(下位)クレーム(項)を有する。

(142) 1群の発明を特徴付ける多項クレームは、各々が群の発明の1を特徴付ける複数の独立クレームを有する。さらに、群の各発明は、対応する独立クレームに従属する従属クレームを使用して特徴付けることができる。

(143) 1群の発明を特徴付けるクレームを提示する際は、次の規則を遵守する。

143.1. 個々の発明を特徴付ける独立クレームは、原則として、他のクレームへの参照を含まない(当該参照は、何れかの独立クレームを、当該独立クレームにおいて他のクレームの内容を繰り返すことなく記載することが可能である場合に限り許可される)。

143.2. 従属クレームは、群の異なる発明を特徴付けるために同一の内容の従属クレームが使用される場合を含め、それらが従属する独立クレームとともに群化される。

143.3. 発明を1群に組み合わせる条件が他の発明の(他の発明における)生産、実施又は使用のための発明の1の目的である場合は、最初の独立項は、他の発明が目的とする発明の説明を提供する。

(144) 多項クレームは、発明の変形である1群の発明、すなわち、技術的關係を有し、同一の技術的成果をもたらす同一の目的のための同一の種類の対象を特徴付けることができる。1群の発明は、一部及び全部として互いに関係する対象からなることができる。

(145) 多項クレームの項には、1から始めて、提示されている順序で、アラビア数字により連続番号を付す。

(146) 独立クレームは、クレームの記載の冒頭に目的を反映する一般的概念を含み、原則として、最も近い類似物の特徴と一致する発明の特徴を含む限定部分と、発明を最も近い類似物と識別する特徴を含む識別部分とからなる。

クレームを限定部分及び識別部分に分割して作成する際は、限定部分の記載の後に、「という点で異なる」という句を導入し、その直後に、識別部分を記載する。

独立クレームは、括弧内に表示された又は「例えば」、「特に」、「主に」、「好ましくは」及び類似の語などの導入語を使用して導入された、発明の実施の特定の事例における発明を特徴付ける特徴を含むべきではない。

(147) 独立クレームは、特に、クレームが次のものを特徴付ける場合は、限定部分及び識別部分に分割することなく記載する。

- ・個々の化合物及びその調製のための方法
- ・微生物菌株、植物及び動物の細胞培養物
- ・装置、方法、物質、バイオテクノロジー製品の利用
- ・類似物を有さない発明

独立クレームは、そのより簡潔な提示の目的のために限定部分及び識別部分に分割することなく作成することもできる。ただし、当該クレームが、クレームに既に含まれる発明の特徴の不当な繰り返しを除外することを可能にすることを条件とする。

独立クレームを当該分割なしに作成する際は、目的を反映する一般的概念の後に、「特徴とする」、「なる」、「含む」、「ここで」という語を示し、その後、発明を特徴付ける1組の特徴を示す。

(148) クレームは、1文で記載する。

(149) 独立クレームは、1の発明のみに言及しなければならない。

(150) 独立クレームは、それに含まれる特徴の組合せが次のものを含む場合は、1の発明に該当しない。

- ・選択肢として表現された特徴であって、同一の技術的成果をもたらさず、相互に置き換えた場合に、発明の他の特徴に影響を及ぼすもの
- ・異なる種類の対象に関する発明の特性
- ・各々がそれ自体の目的を有する1組の手段であって、当該手段の全体の一般的目的を明記しない場合

(151) 従属クレームは、独立クレームに示された発明の特徴の全体を展開及び(又は)明記し、発明の実施又は使用の特定の事例においてのみ発明を特徴付ける特徴を含む。

(152) 従属クレームは、限定部分及び識別部分からなり、それらの間に、「という点で異なる(識別される)」という句を導入する。

従属クレームの限定部分は、原則として、独立クレームに示された概念と比較して省略された一般的概念と、この従属クレームが関係する独立及び(又は)従属クレーム(項)への参照とからなる。従属クレームが複数のクレームに従属する場合は、それらへの参照は選択肢を使用して表示する。

従属項は、それらが従属する項とともに群化される。

(153) 従属クレームは、複数の従属クレームに対する複数の従属関係を有することもできる。複数の従属関係を有するクレームは、複数の従属関係を有する他のクレームの基礎を形成してはならない。

独立クレームが限定部分及び特徴部分を含む場合は、従属クレームは、クレームの識別部分

及び限定部分の両方の特徴を参照することができる。

(154) 従属クレームに含まれる発明の特性は、独立クレームの何れかの特徴の置き換え又は除外をもたらすべきではない。

発明の目的を反映する一般的概念である特徴の従属クレームにおける展開及び(又は)明確化は、独立クレームに含まれる目的を具体化又は補足することによってのみ実施することができる。

(155) 装置の特徴は、それを静止状態で特徴付ける方法によりクレームに記載する。装置の構造要素の性能を特徴付ける際は、その可動性、それによる一定の機能の実現可能性(例えば、制動可能性を有する、固定可能性を有する)を表示することが認められる。

(156) 装置の特徴は、特定の有形手段として提示する必要はない。これらの特徴は、専門家が公知の有形手段によるこれらの機能の実現可能性に疑義がない場合は、これらの手段の機能的特性により記載することができる。そのため、例えば、装置がノードを冷却するために用いられるファンを備えている旨を表示する代わりに、装置がノードを冷却するための手段を備えている旨を表示することができる。ただし、この手段自体の特性が提案の要旨に影響を及ぼさないことを条件とする。

(157) 周知の対象におけるノードの改善に関して言えば、クレームの限定部分において、この対象の不可欠な部分であるそのすべての本質的特徴を列挙する必要はない。

(158) クレームが、一般的定義が困難である択一的手段の使用によって特徴付けられる場合は、これらの手段は、それらを「又は」という接続詞を介して列挙することによって表現することができる。

(159) 方法に関するクレームは、その全体が方法を実施することを可能にする動作又は操作の存在を反映する特徴、当該動作又は操作を行うための手順、その実施の条件及び態様並びに方法が実施される手段(原料、試薬、装置)を含む。

(160) 操作は、方法の実際の再現に対応する順序で示す。

(161) 動作を特徴付ける動詞は、能動態、直説法、三人称、複数で記載する(例えば、充填する、破碎する、加熱する)。

(162) 発明の独立クレームにおいて、方法が、一般的定義が困難である択一的手段の使用によって特徴付けられる場合(例えば、方法の実施において相互に置き換えることができる化学物質の使用に関する場合は、これらの手段は、それらを「又は」という接続詞を介して列挙することによって表現することができる(例えば、物質 A 又は物質 B が使用される、…を含む(からなる)群から選択される物質)。

この構造は、クレームにおいて択一的特徴として特徴付けることができる同一の性質又は活

性を有する交換可能な化学物質を使用する方法を記載するクレームに特徴的である。

(163) 何れかの起源の物質を記載するクレームには、次の特徴を含めなければならない。

- ・ 化学において認められた命名法の 1 に従う化合物の名称
- ・ 構造が規定された化合物については、その構造式
- ・ 構造が決定されていない化合物については、この化合物を特定することを可能にするその特性(性質)(その調製のための方法の記載を含む)
- ・ 組成物については、それに含まれる成分を特徴付ける特徴並びに必要であれば、何れかの単位で表現されたその定量的含有量を特徴付ける特徴、原則として、含有量の最小及び最大の限度を決定する 2 つの値

(164) 組成物に関する発明が追加成分の導入によって特徴付けられる場合は、対応する識別特徴を表示する前に、「追加的に含む」という句をクレームに含める。

(165) 目的が新規な活性成分によってのみ決定され、他の構成要素が組成物においてこの目的のために伝統的に使用される範囲からの中性担体である組成物については、「有効量」という形態での表示を含め、この活性成分及び組成物中のその定量的含有量のみを表示することが認められる。

当該組成物を特徴付けるための他の選択肢は、組成物において、活性成分に加えて、他の構成要素(中性担体)を「標的添加剤」という一般化された概念の形態で表示することであり得る。この場合、必要であれば、活性成分と標的添加剤との量比を表示する。

(166) 複雑な組成の周知の物質が発明の特徴として表示される場合は、その特別な名称を使用することが認められ、この物質の機能及び(又は)性質並びにその主成分を表示しなければならない。この場合、発明の明細書において、全組成及び必要であれば、この物質を取得するための方法を示すべきであり、又はこの物質が記載されている情報源を示すべきである。

(167) その調製方法によって特徴付けられる物質については、クレームは、主として「Y によって取得された物質 X」という形態とする。

(168) 組成物が、一般的定義が困難であり、組成物の実施において交換することができる化学物質の使用によって特徴付けられる場合は、これらの化学物質は、それらを「又は」という接続詞を介して列挙することによって 1 クレームで表現することができる(例えば、物質 A 又は物質 B を含む、…からなる群から選択される物質)。

この設計は、クレームにおいて択一の特徴として特徴付けることができる同一の性質又は活性を有する交換可能な化学物質を使用する発明に典型的である。

(169) 構造が規定された又は部分的に規定された無生物に関するバイオテクノロジー製品を特徴付けるクレームは、当該製品の構造を確定することを可能にする構造式又は他の特徴、特に、核酸(遺伝子、遺伝子断片など)のヌクレオチド配列並びにタンパク質、ポリペプチド及びペプチドのアミノ酸配列を含まなければならない。

ヌクレオチド配列又はアミノ酸の配列は、クレームにおける特徴を特徴付けるために使用される場合は、配列表におけるその番号を「SEQ ID NO」という形態で表示することによって表現する。

(170) 構造が特定されていない無生物に関する製品については、クレームは、これらの製品を特定することを可能にする1組の物理化学的性質及び他の性質を含む。かかる特徴は、例えば、製品を取得する方法の特徴を含む。

これら何れの場合でも、果たされる機能又は活性及び製品の起源を表示する。

(171) 1の独立クレームにおいて、複数のバイオテクノロジー製品は、同一の機能又は活性、共通の起源及び共通の本質的構造要素を有する場合は、1の発明として引用することができる。1の活性のみに基づいて製品を1クレームに組み合わせることは認められない。

(172) 生物に関する製品を特徴付けるクレームは、製品を取得する方法、その起源、その組成に含まれる遺伝的要素の記載、有用な性質及び他の特徴を特徴付ける特徴を含む、これらの製品の特定を可能にする特徴を含まなければならない。

(173) 微生物の菌株、植物及び動物の細胞培養物を特徴付けるクレームは、国際命名法の要件に従うラテン語による対象の一般名称及び特定名称、公式の収集寄託機関の略称、収集機関によって寄託物に割り当てられた登録番号並びに菌株の目的を含まなければならない。

(174) 発明の対象が装置、方法、物質、バイオテクノロジー製品の使用である場合は、次の構造のクレームを使用する。「(利用される対象の目的を示す)としての(のための)(利用される対象の名称又は特性を示す)の利用」

第 15 節 要約

(175) 要約は、情報目的のためにのみ作成される。これは、発明の簡単な説明を含むべきである。

(176) 要約には、次の事項を表示しなければならない。

- ・ 発明の名称
- ・ 名称から明確でない場合は、発明が関係する技術分野及び(又は)適用分野
- ・ 達成される技術的成果を表示した発明の要旨(クレームされた品質の発明の実施のために必要な特徴を示す)

(177) 必要であれば、要約は、発明を最も良く特徴付ける化学式を含む。

(178) 要約の本文が図面への参照を含む場合は、その図面を要約に含める。

発明出願における要約に明記され、図面によって示された各特徴には、参照表示を添えなければならない。

(179) 要約の長さは、発明の内容により可能である場合は、150 語を超えるべきではない。

第 16 節 数式及び記号，用語及び表記

(180) 明細書，クレーム及び要約においては，数式及び記号を使用することができる。

(181) クレームは，発明を理解するために使用が必要な数式を含むことができる。式は，例えば，サイズの比，工程のパラメータを特徴付けることができ，又は分析，決定若しくは制御の方法である場合は，所望の値を取得するための方法に関する情報を含むことができる。

(182) 数式は，クレームにおいて異なる場所を占めることができる(例えば，方法がその実施の過程で実施される計算操作の実行であって，その結果が方法の更なる操作の実施の性質に影響を及ぼすものによって特徴付けられる場合は，計算式は，この方法を実施して操作を列挙する際に適切な場所を占める)。

(183) 数式において，アルファベット記号は変数を表すために使用される。アルファベット記号の解読は，式で使用される順序で行われる。

(184) 数学記号(例えば， $>$ ， $<$ ， $=$)は，数式においてのみ使用し，本文においては，言葉(例えば，…を超える，…未満，…に等しい)により記載すべきである。

(185) 正值の間の区間を表示するためには，「—」符号(から及びまで)の使用が認められる。他の場合では，「から」及び「まで」という語を記載すべきである。

(186) 百分率で表す場合，パーセント記号(%)を数字の後に置く。

(187) 寸法及び重量の単位は，メートル法の単位で表現し，又は最初に他の単位系で表現された場合は，これらの単位にも変換する。

温度は，セルシウス度で表現し，又は最初に他の方法により表現された場合は，セルシウス度に変換する。

(188) 熱，エネルギー，光，音，磁力を表示する際並びに数式及び電気単位を記載する際は，国際慣行において採用された規則を遵守する。化学式を記載する際は，一般的に使用される記号，原子量及び分子式を使用すべきである。

(189) クレーム，明細書及び説明資料並びに要約においては，標準化された用語，名称及び略称を使用し，それらが存在しない場合は，科学技術文献において一般に認められたものを使用する。

科学技術文献において広く使用されない用語，名称及び略称を使用する際は，その意味を本文において最初の使用時に説明する。すべての記号は解読する。

(190) 明細書及びクレームにおいては，用語統一を遵守する(明細書の本文及びクレームにおける同一の特徴は，同一に呼称する)。用語統一に係る要件は，物理量の次元及び使用さ

れる慣用表現にも適用される。

(191) 明細書の本文及び他の発明出願書類は、公の秩序及び道徳に反する表現、図面、写真及び他の資料(象徴及び持物であるものを含む)、裁判所の決定の法的効力に基づいて過激派資料と認められる情報製品並びに他人の発明及び他の創作的活動の成果物に関する軽蔑的記載並びに発明の対象又は対応する技術水準に関係しない情報を含んではならない。

第 17 節 紙面で提出する場合における発明出願書類の記載に係る要件

(192) すべての発明出願書類は、標準的な複写又は走査手段を使用して書類を直接的に複製した場合に、無制限の数の判読可能な写しを取得することができる方法により、厚手の白色の滑らかな非光沢紙に作成しなければならない。

(193) 各発明出願書類(願書、発明の明細書、クレーム、図面、要約)は、新たなページから始めなければならない。

(194) 発明出願の各用紙は、1枚の用紙の両面に作成される出願を除き、片面のみを使用しなければならない。

発明出願の各用紙は、縦向き(用紙の短辺が上部及び下部にある)で使用しなければならない。

(195) 発明出願の用紙は、しわ、破れ又は折れ曲がりを含んではならない。

(196) 発明出願の各用紙は、抹消、訂正、記入及び挿入を含んではならない。内容の明確性に疑義がなく、高品質複製に係る要件に違反しない場合は、この規則の例外を認めることができる。

(197) 発明出願のすべての用紙は、閲覧する際に、容易にめくることができ、容易に分離することができ、かつ、複製のために分離された場合に再度結合することができる方法により綴じなければならない。

(198) 発明出願の用紙は、A4判(210mm×297mm)でなければならない。

(199) 図面を含む発明出願の用紙において、使用領域のサイズは、170mm×262mmを超えてはならない。用紙は、使用又は使用可能領域の周りに境界線を有するべきではない。

(200) 発明出願を行う際の用紙の余白は、きれいでなければならない。

(201) 各発明出願書類の2ページ目以降には、アラビア数字で連続番号を付す。用紙番号は、用紙の上部又は下部の中央に付し、余白に付すべきではない。

(202) 願書、発明の明細書、クレーム及び要約は、印刷可能でなければならない。図示記号及び符号、化学式又は数式は、必要であれば、手書きし、又は描画することができる。

(203) 発明の明細書、クレーム及び要約の文字は、大文字が少なくとも2.1mmの高さのフォントにより1.5行間隔で印刷する。文字は、消去できず、黒色であるべきである。

(204) 願書，発明の明細書，クレームは，図面を含むべきではない。

(205) 発明の明細書，クレーム及び要約は，化学式を含むことができる。

(206) 発明の明細書及び要約は，表を含むことができる。クレームは，表の使用の適当性がその要旨から導かれる場合に限り，表を含むことができる。

(207) 表及び化学式又は数式は，縦向きで置くことができない場合は，用紙に横向きで置くことができる。表又は化学式若しくは数式が横向きで位置する用紙は，表及び式の上部が用紙の左辺に来る方法により提示しなければならない。

(208) 図面は，「水」，「蒸気」，「開」，「閉」，「A-A に沿った断面」などの必要な個々の又は複数の語，電気回路，ブロック図又は工程図の場合は，理解するための少数の簡単なキーワードを除き，如何なる記入も含むべきではない。

(209) 図面は，色付けなしに，同一の太さ及び十分な明確性の，濃厚な耐久性のある黒色の線及び筆遣いにより作成する。

(210) 断面は，参照符号及び主要な線の明確な読取を妨げない斜めのハッチングにより示す。

(211) 図面の縮尺及びその作図の明確性は，3分の2の線縮尺により写真複製した場合に，すべての細部を困難なく識別することができるようなものでなければならない。

(212) 図面中のすべての数字，文字及び引出線は，単純かつ明確でなければならない。数字及び文字は，括弧，丸囲み又は引用符に入れるべきではない。

(213) 図面中のすべての線は，通常，描画ツールを使用して作成する。

(214) 図の各要素は，この図の他のすべての要素と適切な比率で作成する。ただし，異なる比率が図のより明確なイメージのために必要である場合はこの限りでない。

(215) 図示画像における数字及び文字の高さは，3.2mm未満とすべきではない。

(216) 1枚の図面用紙に複数の図を置くことができる。2枚以上の用紙に位置する図が単一の図を構成する場合は，それらの図は，異なる用紙に描写された何れの図の何れの部分も欠けることなく図を配置することができるように配置する。

(217) 個々の図は，用紙ができる限り埋まるように用紙に配置する。図を縦向きで置き，互いに明確に分離することが望ましい。図が縦向きでない場合は，それらの図は，図の上部が用紙の左辺に来るように横向きで置くべきである。

(218) 各図示画像には、ページの番号付けに拘らず、連続番号を付す。

(219) 明細書に挙げられていない参照表示は図面に付さず、逆もまた同様である。
発明出願の本文全体を通じて、同一の参照表示は、図面の同一の要素に対応しなければならない。

図面中に多数の参照符号が存在する場合は、すべての参照符号及びこれらの符号が言及する要素の名称を列挙した別紙を添付することが推奨される。

(220) 情報源の書誌データは、そこから情報源を見出すことができる方法により表示する。
書誌データは、明細書の最後に示し、明細書の本文においてそれらを参照する。

(221) 発明出願に係る書類作成要件は、発明出願を行った後に特許庁に提出される資料(例えば、補正、補正クレーム、翻訳文を含むページ)にも適用される。

第 17-1 節 AIS「電子出願」を通じた発明出願の特徴

(221-1) AIS を通じて提出される願書は、AIS によって電子書類の形態で生成する。AIS を通じて提出される他の発明出願書類(発明の明細書、クレーム、図面、要約)は、第 7 節から第 17 節までの要件に従って作成し、電子書類又は紙面による書類の電子的な写しの形態で作成する。

(221-2) 発明出願書類(願書、発明の明細書、クレーム、図面、要約)には、秘密鍵の所有者が出願人又はその代理人である電子デジタル署名によって署名する。出願人が法人である場合は、発明出願書類には、秘密鍵の所有者がこの法人の長又はこの長によって出願に署名する権限を付与された者である電子デジタル署名により署名する。電子デジタル署名による署名は、ベラルーシ共和国の電子デジタル署名を検証するための国家公開鍵管理システムにおいて公開鍵証明書が発行された秘密鍵を使用して実施される。発明出願に署名した者の権限の確認は、ベラルーシ共和国法「電子書類及び電子デジタル署名に関して」に従って実施される。出願人又はその代理人が発明出願に署名する権限の確認は、AIS によって、提出された属性証明書に含まれる情報を使用して又は秘密鍵の所有者がその代理として出願が行われた法人である電子デジタル署名を検証することによって実施される。

(221-3) 各発明出願書類は、願書及び図面を除き、文字による書類又は書類の文字部分を変換することによって作成された、PDF 形式の別個のファイルとして提示しなければならない。PDF 形式の実際のページサイズは、A4 ページのサイズと一致しなければならない。図面は、300DPI の解像度を有する TIF 又は JPEG 形式の別個のファイルとしてモノクロで提出する。ファイルサイズは、5MB を超えてはならない。発明出願に添付される書類は、PDF 形式の別個のファイルとして提出しなければならない。PDF 形式の実際のページサイズは、A4 ページのサイズと一致しなければならない。出願書類のパスワード保護は認められない。

(221-4) AIS を通じて提出された書類が所定の技術的要件を満たさない場合は、当該書類は考慮されず、それに関して出願人に通知される。

第 III 章 発明出願の審査

第 18 節 特許庁における発明出願及びそれに関して提出された資料の審査

(222) 発明出願の審査は、特許庁によって実施され、予備審査及び実体審査を含む。

(223) 特許庁における発明出願及びそれに関して提出された資料の審査は、ベラルーシ語又はロシア語により実施される。出願人が外国語により提出するすべての資料には、適切な翻訳文を添付しなければならない。翻訳文の正確性は、出願人又はその代理人が証明しなければならない。翻訳文が提出されるまで、資料は、受領されていないとみなされる。

(225) 読取を困難にする作成上の欠陥を有する特許庁に提出された資料及び出願人又はその代理人でない者によって提出された資料は、審査されない。当該資料を提出した者には、適切な通知が送付される。

(226) 発明出願に関する通信は、出願人又はその代理人が各発明出願について別個に実施する。

(226-1) AIS を通じて行われた発明出願に関する通信を実施する際は、出願人は、発明出願に関する通信を、AIS を通じて電子書類若しくは紙面による書類の電子的な写しの形態で又は紙面で直接的に若しくは公共郵便サービスにより特許庁に送付することが認められる。AIS によって自動的に生成された情報メッセージは、参照の性質を有し、発明出願に関する通信ではない。

(226-2) 出願人が AIS を通じて送付する発明出願に関する通信は、(221-3)第 2 段及び第 3 段に規定する要件に従って作成しなければならない。

(226-3) AIS を通じて発明出願を行い、発明出願に関する通信を送付する場合は、発明出願の受領日及び発明出願に関する通信の送付日は、AIS によって自動的に設定される。

(227) 発明出願を行った後に送付される資料は、特許庁によって割り当てられた発明出願の番号に言及しなければならない。

発明出願の番号を含まない資料は、発明出願の番号を間接的に確定することができない場合は、審査されない。当該資料を提出した者には、適切な通知が送付される。

特許庁に提出される資料には、出願人又はその代理人が署名しなければならない。

(228) 法人の代理として提出される資料には、その長又は法人の設立書類若しくは正規に作成された委任状によって権限を付与された他の者が署名し、署名者の役職、姓及び名の表示を含まなければならない。

法人の代理として提出される資料は、署名する権限を付与された者が署名したカバーレターとともに提出される場合も、署名する権限を付与された者によって署名されたとみなされ

る。

(229) 法人の代理としての通信は、当該法人のレターヘッドで提出しなければならない。通信を作成する際は、コーナースタンプを使用することが認められる。

(230) 発明出願に関する書類であって、その提出期限の満了前にファクシミリ又はこの書類のファクシミリ画像で電子メールによって送付されたものは、その原本が期限の満了日から1月以内に受領された場合は、適時に提出されたとみなされる。出願人若しくはその代理人又は他の者が、自己の発意により、期限に起因しない書類をファクシミリ又はこの書類のファクシミリ画像で電子メールによって提出した場合は、特許庁へのこの書類の提出日は、その原本が上記の通信手段による提出日から1月以内に提出された場合は、ファクシミリ画像での受領日とみなされる。

(231) (230)にいう通信手段によって先に送付された書類の原本を提出する際は、提出された書類が先に送付された書類の原本である旨を表示する必要がある。

(232) ファクシミリ又は電子メールによって受領された書類又はその一部が判読不能又は不完全である場合は、それらは受領されなかったとみなされ、それについて書類の送付者に書面で通知される。

(233) 特許庁は、次の場合は、発明出願の審査を中断する。

- ・ 出願人に送付された要請又は特許庁の決定が、出願人が特許庁の通信を受領しなかったことを確認する消印付きで返送された場合
- ・ 特許庁が出願人である個人の死亡又は出願人である法人の再編についての通知を受領し、相続人(法律上の承継人)が出願人の表示に対する適切な変更を行っていない場合
- ・ 出願人及び(又は)発明の創作者の間に紛争が生じ、それを裁判所においてのみ解決することができる場合

(234) 発明出願の審査は、次の期間中断される。

- ・ 特許庁が(233)第2段及び第3段に規定する事情に関する情報を受領した日から12月以下の期間。前記期間の満了後に、出願に関して特許の発行を拒絶する決定が下される。
- ・ (233)第4段に規定する事情がなくなるまで

(235) 発明出願に関する情報を公開する前までは、特許庁は、出願人からの請求若しくは許可又は司法当局からの請求がある場合を除き、何人によるその閲覧も認めない。

(236) 出願人は、審査中を含め、発明の発明登録簿への登録日前に、発明出願を取り下げる権利を有する。

(237) 出願人は、次のことによって、発明出願を取り下げることができる。

- ・ 特許庁への取り下げられる発明出願の番号、出願人の姓、名、父称(ある場合)又は名称を

表示した申請の提出

- ・発明出願に関する更なる事務の不相当性又はそれに関する事務の終了に関する特許庁の通知

(238) 出願の取下げに関する書類が発明の発明登録簿への登録日前に受領された場合は、特許庁は、出願人の発明出願の審査を終了した旨の通知を出願人に送付する。

発明出願の取下げに関する出願人の申請(通知)を無効とみなすことを求める出願人の請求であって、特許庁が出願人の発明出願の審査を終了した旨の通知を出願人に送付した後に受領されたものは、考慮されず、それに関して出願人に通知される。

第 19 節 発明出願資料に対する補正及び明確化の導入

(239) 特許庁が発明出願に関して特許を付与する又はその付与を拒絶する決定を下す前に、出願人は、クレームされた発明の要旨を変更しない発明出願資料に対する補正及び明確化を行う権利を有する。

出願人によって提出された発明出願資料における明白かつ技術的な誤記の補正は、発明の発明登録簿への登録日前に行うことができる。

明白な誤記は、発明出願において明確に示唆された内容以外のことが記載された結果である誤記とみなされる。

(240) 発明出願資料の補正及び明確化は、変更が行われる関連する発明出願書類の差替用紙を提出することによって実施される。差替用紙は、関連する発明出願書類に係る要件に従って作成し、補正された発明出願書類の各部について提出する。差替用紙のカバーレターには、差し替えられる用紙と差替用紙との相違点を表示し、変更が行われる理由の説明を含む。

クレームに対する変更が行われた場合は、カバーレターは、元の明細書及び(又は)クレームのページ及び段落への参照も含み、変更の正当性を確認する。この場合、差替用紙に加えて、変更が手書きされた差し替えられる用紙の写しを提出しなければならない。

(241) 補正が誤植、書誌データの表示の誤りに関係し、書類の補正が直接的な複製の際に明確性の観点から負の結果をもたらさない場合は、差替用紙を提出することなく出願人からの書簡に補正の必要性を明示することができる。

(242) 発明出願資料に対して出願人の発意により補正及び明確化が行われた場合は、補正及び明確化された資料と同時に、所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類を特許庁に提出する。

所定の特許手数料の納付に関する書類は、それが存在しないことについての通知を出願人に送付した日から 3 月以内に提出することができる。

(243) 特許庁は、発明出願に対して行われた変更について出願人に通知する。

第 20 節 発明の創作者の表示に対する補正

(244) 出願に表示されていない者の発明の創作者の構成への包含及び(又は)発明の創作者として出願に表示された者の発明の創作者の構成からの除外は、特許庁が発明出願に関して特許を付与する又はその付与を拒絶する決定を下す前に提出された創作者の一覧の変更に関連する発明の創作者の表示に対する補正を求める出願人の申請に基づいて実施される。

(245) 創作者の一覧の変更に関連する発明の創作者の表示に対する変更申請は、ロシア語又はベラルーシ語により提出しなければならない。対応する発明出願の番号を含み、すべての利害関係人、すなわち、出願人、創作者(創作者の表示に包含される者及び(又は)表示から除外される者を含む)が署名しなければならない。

発明の創作者の構成の変更はすべての利害関係人が同意しない場合は、発明の創作者の表示に対する補正は、裁判所の決定に基づいて行うことができる。

(245-1) 創作者の姓、名、父称(ある場合)及び(又は)その居住地(滞在地)の住所の変更は、発明の発明登録簿への登録日前に提出された、創作者の姓、固有名、父称(ある場合)及び(又は)その居住地(滞在地)の住所の変更に関連する発明の創作者の表示に対する補正申請に基づいて実施される。

(245-2) 創作者の姓、名、父称(ある場合)及び(又は)その居住地(滞在地)の住所の変更に関連する発明の創作者の表示に対する補正申請は、ロシア語又はベラルーシ語により提出し、関連する発明出願の番号、その変更の前後の創作者の姓、名、父称(ある場合)及び(又は)その居住地(滞在地)の住所を含み、出願人及び当該変更が行われる創作者が署名しなければならない。

(245-3) (245)及び(245-1)に規定する申請は、SCST が規定する様式により紙面で提出する。

(246) (245)及び(245-1)にいう申請には、所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類を添付しなければならない。この書類は、それが存在しないことについての通知を出願人に送付した日から3月以内に提出することができる。

所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類が第1段に規定する期間内に提出されない場合は、(245)及び(245-1)に規定する申請は、審査のために受理されず、特許庁は変更を行わず、それについて出願人に5日以内に通知される。

(245-1)に規定する申請には、創作者の姓、名、父称(ある場合)及び(又は)その居住地(滞在地)の住所の変更を確認する書類も添付する。

(246-1) AIS を通じて、(221-3)第3段に規定する要件に従って紙面による書類の電子的な写しの形態で作成された、(245)及び(245-1)に規定する申請の写しを提出することが認められる。

第1段に規定する場合における紙面による申請の原本の提出は必要とされない。必要であれば、特許庁は、適切な要請を送付することによって、当該申請書の原本を請求することがで

きる。

(247) 特許庁は、発明出願に対して行われた変更について出願人に通知する。

第 21 節 出願人情報の補正

(248) 次の場合は、発明の発明登録簿への登録日前に、出願人の表示の変更を行うことができる。

- ・ 承継(相続, 出願人である法人の再編)の結果としての発明特許を取得する権利の移転
- ・ 契約に基づく特許を取得する権利の移転
- ・ 出願人の姓, 名, 父称(ある場合), 名称及び(又は)その居住地(滞在地)若しくは所在地の住所の変更

(249) 出願人の承継人である者が、承継の結果としての特許を取得する権利の移転の場合に出願人の表示を補正するためには、承継の結果としての特許を取得する権利の移転による出願人の表示に対する補正申請を特許庁に提出する。当該申請は、SCST が規定する様式により紙面で提出し、次の事項を含まなければならない。

- ・ 出願人の表示の補正請求及びその実施の根拠
- ・ 対応する発明出願の番号の表示
- ・ 承継の前後の個人の姓, 名, 父称(ある場合)及び(又は)法人の設立書類に従う完全名称
- ・ 承継人の居住地又は所在地
- ・ 郵便物の名宛に関する規則に従う通信宛先並びに電話, ファクス及び電子メールアドレス(ある場合)

(250) (249)に規定する申請には、出願人の承継人である者が署名しなければならない。

(251) (249)に規定する申請には、次のものを添付しなければならない。

- ・ 相続, 出願人である法人の再編の結果としての特許を取得する権利の移転の事実を確認する書類
- ・ 所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類。この書類は、それが存在しないことについての通知を出願人に送付した日から 3 月以内に提出することができる。
- ・ 所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類が所定の期間内に提出されない場合は、(249)に規定する申請は、審査のために受理されず、特許庁は変更を行わず、それについて出願人に 5 日以内に通知される。

(252) 出願人又は特許を取得する権利を移転される者が、契約に基づいて特許を取得する権利を移転する際に出願人の表示を補正するためには、契約に基づいて特許を取得する権利を移転する際の出願人の表示に対する補正申請を特許庁に提出する。

(253) (252)に規定する申請は、ロシア語又はベラルーシ語により、SCST が規定する様式により紙面で提出し、次の事項を含まなければならない。

- ・ 出願人の表示の補正請求及びその実施の根拠
- ・ 対応する発明出願の番号の表示
- ・ 特許を取得する権利の移転に関する契約の当事者である個人の姓, 名, 父称(ある場合)及び(又は)法人の設立書類に従う名称

- ・ 特許を取得する権利を受ける者の居住地又は所在地
- ・ 郵便物の名宛に関する規則に従う通信宛先並びに電話、ファクス及び電子メールアドレス(ある場合)

(254) (252)に規定する申請には、特許を取得する権利の移転に関する契約の当事者が署名しなければならない。特許を取得する権利の移転に関する契約の当事者が法人である場合は、申請には、この法人の長又は署名する権限を付与された者が署名し、署名者の役職を表示する。

(255) (252)にいう申請には、所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類を添付しなければならない。この書類は、それが存在しないことについての通知を出願人に送付した日から3月以内に提出することができる。

所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類が所定の期間内に提出されない場合は、(252)に規定する申請は、審査のために受理されず、特許庁は変更を行わず、それについて出願人に5日以内に通知される。

(256) 出願人の姓、名、父称(ある場合)若しくは名称及び(又は)その居住地(滞在地)若しくは所在地の住所の変更があった場合は、出願人の姓、名、父称(ある場合)若しくは名称及び(又は)その居住地(滞在地)若しくは所在地の住所の変更に関連する発明特許出願における出願人の表示に対する補正に関する申請を、ロシア語又はベラルーシ語により特許庁に提出する。当該申請は、関連する発明出願の番号、その変更の前後の出願人の姓、名、父称(ある場合)若しくは完全名称及び(又は)その居住地(滞在地)若しくは所在地の住所を含み、出願人が署名しなければならない。当該申請は、SCSTが規定する様式により紙面で提出する。

(257) (256)に規定する申請には、次のものを添付しなければならない。

- ・ 出願人の姓、名、父称(ある場合)若しくは名称及び(又は)その居住地(滞在地)若しくは所在地の住所の変更を確認する書類
- ・ 所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類。この書類は、それが存在しないことについての通知を出願人に送付した日から3月以内に提出することができる。

所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類が所定の期間内に提出されない場合は、(256)に規定する申請は、審査のために受理されず、特許庁は変更を行わず、それについて出願人に5日以内に通知される。

(257-1) 出願人の姓、名、父称(ある場合)若しくは名称及び(又は)その居住地(滞在地)若しくは所在地の住所の同一の変更が1の出願人に属する複数の発明出願に関するものである場合は、対応する変更が行われるすべての発明出願の番号を列挙して、(256)に規定する1の申請を提出することができる。この場合、(256)に規定する申請に挙げられた各発明出願に関する特許手数料を納付する。

(257-2) 出願人の表示の変更の導入が特許庁との実務を実施する代理人の権限の終了及び(又は)その姓、名、父称(ある場合)、名称の変更を伴わない場合は、AISを通じて、(221-

3) 第3段に規定する要件に従って紙面による書類の電子的な写しの形態で作成された、(249)、(252)及び(256)に規定する申請の写しを提出することが認められる。

第1段に規定する場合における紙面による申請の原本の提出は必要とされない。必要であれば、特許庁は、適切な要請を送付することによって、当該申請書の原本を請求することができる。

(258) 特許庁は、出願人の表示に対して行われた変更について出願人に通知する。

(260) 特許庁が、発明出願が複数の出願人によって行われ、法人でない組織が出願人の1として表示されていることを確定した場合は、通知を送付した日から3月以内に、法人でない組織である出願人の表示からの除外に関する出願資料に対する補正を行う必要性について、特許を取得する権利を所有する他の出願人に通知される。所定の期間内に出願人の表示に対する変更が行われない場合は、発明出願に関して特許の付与を拒絶する決定が下され、それについて出願人に通知される。同時に、これらの変更を行う期間は、法第21条(3)第3段に従って延長し、又は法第27条(1)に従って回復することができる。

(261) 特許庁が、単独出願人として出願に表示された組織が法人でないことを確定した場合は、発明出願に関して特許の付与を拒絶する決定が下される。

第 22 節 出願人が参加する発明出願の審査

(262) 出願人が参加する発明出願の審査中に生じた問題の審査は、特許庁の提案により又は出願人の請求により、審査すべき問題を当事者に先に知らせた後に実施される。特許庁の質問は、その要請に記載することができ、当該要請は、それらを出願人とともに審査することの妥当性に関して追加的に通知し、出願人の質問は、発明出願の審査中に生じた問題の共同審査の請求に記載することができ、当該請求において、共同審査の実行可能性に関する主張を示す。

特許庁が要請を送付する場合は、出願人が当該要請において提起された問題の共同審査に参加する意思を有するか否かに拘らず、出願人は、当該要請に対する応答を法に規定する期間内に提出しなければならない。

(263) 出願人が参加する発明出願の審査の日時については、事前に合意する。事情の変更があった場合は、合意した時期に発明出願の審査に参加することができない当事者は、これについて他方当事者に直ちに通知しなければならない。

(264) 出願人が参加する発明出願の審査は、問題を審査官及び出願人が直接的に解決することができる場合は交渉を通じて、又は問題を解決するために特許庁からの複数の専門家の参加が必要とされる場合は専門家会議で実施される。

(265) 交渉又は専門家会議の結果に基づいて、参加者、当事者によって行われた主張及び提案に関する情報並びに発明出願の更なる審査に関する結論を含む議事録を 2 部作成する。

(266) 議事録は、出願人が提案するクレームの新たな文言、書面による説明を必要とする特許庁の問題及び生じた問題の共同審査の他の結果を含むことができる。議事録には、交渉又は専門家会議のすべての参加者が署名する。1 部は発明出願資料に添付され、もう 1 部は出願人に送付される。

(267) 議論された問題に関する合意が存在しない場合は、議事録には、審査の参加者の反対意見を記録することができる。

第 23 節 発明出願の実用新案出願への変更

(268) 発明出願の実用新案出願への変更申請(以下「発明出願の変更申請」という)は、審査中を含め、発明出願に関する情報の公開前、ただし、発明特許を付与する承認決定の日までに、特許庁に提出しなければならない。

(269) 発明出願の変更申請には、所定の特許手数料の納付を確認する書類を添付しなければならない。

(270) 変更申請とともに所定の特許手数料の納付を確認する書類を提出しない場合は、当該申請は提出されなかったとみなされ、それについて出願人に通知される。

(271) 発明出願の変更申請が法第 26 条(1)に規定する期限に違反して提出された場合及び(又は)出願人が取り下げた発明出願に関して発明出願の変更申請が提出されたと判断された場合及び(又は)クレームされた発明が実用新案として保護される対象に該当しない場合は、特許庁は、発明出願の変更の拒絶についての通知を出願人に送付する。

(272) 出願人は、発明出願の変更申請を取り下げる権利を有する。

(273) 特許庁が発明出願の変更申請の取下げ請求を受領したときは、変更は実施されない。ただし、取下げ請求が、発明出願の変更についての通知が出願人に送付される前に受領されたことを条件とする。

(274) 発明出願の変更申請の取下げ請求であって、発明出願の変更についての通知が出願人に送付された後に特許庁が受領したものは、考慮されず、それについて出願人に通知される。

(274-1) 発明出願が AIS を通じて行われた場合は、発明出願の変更に関する通知を出願人に送付した後に、実用新案出願に関する更なる事務は、紙面で実施される。

第 IV 章 発明出願の予備審査

第 24 節 発明出願の予備審査の条件及び内容。発明出願日

(275) 発明出願の予備審査は、次のものが提出された場合は、法第 19 条(1)に規定する期間内に実施される。

- ・発明出願及びその予備審査の実施に係る特許手数料の納付を確認する書類
- ・発明出願書類が外国語による場合は、そのベラルーシ語又はロシア語への翻訳文
- ・必要とされる場合は、委任状

(276) 予備審査中に、発明出願に含まれる書類の存在及び書類に係る所定の要件への適合、クレームされた解決手段が発明と認めることができる対象に係るか否か、所定の特許手数料の納付の正確性、IPC に従う発明の分類の正確性が検査される。

(277) 予備審査中に、発明出願の出願日が確定される。

(278) 特許庁への発明出願の出願日は、出願人が特許の付与を求める願書、発明の明細書及び明細書において参照されている場合は図面を提出した日とする。

出願人が表示された書類を同時に提出しなかった場合は、出願日は、特許庁が提出された書類のうち最後のものを受領した日とする。

(279) 対応する国際出願の国内段階への移行の場合における発明出願の出願日は、受理官庁によって設定された出願の国際出願日とする。

(280) 分割発明出願の出願日は、発明出願の分割が行われた原発明出願の出願日とする。

第 25 節 所定の特許手数料の納付の正確性の検証

(281) 所定の特許手数料の納付の正確性を検査する際は、次の事項が検査される。

- ・ 発明出願及びその予備審査の実施に係る特許手数料の納付を確認する書類の提出期限への適合
- ・ 納付された特許手数料の所定の金額への適合

(282) 発明出願及びその予備審査の実施に係る特許手数料の納付を確認する書類が法第 13 条(4)に規定する期間内に提出されない場合は、発明出願の受理を拒絶する決定が下され、それについて出願人に 5 日以内に通知される。

(283) 所定の金額に満たない金額の特許手数料が納付された場合は、当該手数料を納付する必要性について出願人に通知され、出願人は、出願人が通知を受領した日から 2 月以内に、当該追加納付を確認する書類を提出しなければならない。
当該追加納付を確認する書類が所定の期間内に特許庁によって受領されなかった場合は、出願人に対し、発明出願の受理を拒絶する決定を送付するものとする。

(284) 所定の金額を超える金額の特許手数料が納付された場合は、出願人の請求により、特許手数料の過剰納付金額は、還付し、又は出願人の特許手数料の次回の納付と相殺することができる。

(285) 特許手数料の納付の正確性を検査する際は、ベラルーシ共和国の法令に規定する利益の適用可能性が確定される。

第 26 節 発明と認めることができる対象としてのクレームされた発明の分類の検証

(286) 特許性の審査中に、クレームされた解決手段が、法第 2 条(2)及び(3)に従って発明とみなされない対象に明確に関係し、発明としての法的保護を受ける資格を有さず、特許性を有すると認められないか否かが決定される。

(287) 予備審査中に、出願人の提案が、法第 2 条(2)及び(3)に従って発明とみなされない及び/又は特許性を有すると認められない対象及び活動分野に属することが決定された場合は、発明出願について特許の付与を拒絶する決定が下される。

(288) 法第 2 条(2)及び(3)に規定する対象及び活動分野に分類される出願人の提案が 1 群の発明の一部としてクレームされていることが決定された場合は、そのクレーム及び発明の明細書からの削除を提案する通知が出願人に送付される。

(289) 必要な補正及び明確化が行われず、又は特許庁の結論に反論する主張が提示されない場合は、特許の付与を拒絶する決定が下される。

第 27 節 発明出願に含まれる書類の存在及び所定の要件への適合の審査。適正に作成された書類の請求

(290) 発明出願が関係する発明の数を決定する際に、出願が 1 の発明又は 1 群の発明に関係する場合は、発明出願書類に係る方式要件への適合が審査される。

(291) 実体審査中に、1 群の発明を特徴付ける際の単一の発明概念の存在が審査される。

(292) 出願において必要な情報及び(若しくは)書類が存在しない場合並びに(又は)その作成に係る要件に違反する場合は、出願人に対し、特定された違反を表示し、正規に作成された書類を提出することを提案する要請をし、出願人はこの要請の日から 3 月以内に書類を送付する。この期間の満了前に受領された出願人の請求により、当該期間は、所定の特許手数料の納付を条件として、3 月を超えない期間、延長することができる。

(293) 特許庁は、出願人の請求により、(292)に規定する、出願人が徒過した期間を回復することができる。

出願人は、期間を徒過した正当な理由を表示した、徒過した期間の回復申請を、法第 27 条(2)に規定する期間内に提出する。徒過した期限の回復申請には、期限を徒過した書類及び所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類を添付しなければならない。

(294) 予備審査中の要請の理由は、次の事項である。

- ・発明出願において(6)6.2 から 6.5 まで及び(17)に規定する書類の少なくとも 1 が存在しないこと
- ・所要の部数の書類がないこと
- ・発明出願書類の不正確な作成(例えば、署名が存在しないこと)
- ・発明の単一性の要件に違反する場合は、出願人が発明出願の更なる審査の問題を解消する必要性
- ・特許手数料の納付に関する問題を出願人と解消する必要性
- ・発明の明細書、クレーム、要約、図面に係る要件の違反の発見
- ・特許庁における代理のための委任状の所定の要件への不適合
- ・発明出願資料に含まれる情報における矛盾の特定
- ・予備審査の完了を妨げる他の不備の特定

(295) 発明の明細書が、出願人が発明出願とともに提出していない図面への参照を含む場合は、出願人に対し、不足図面を提出し、又はこれらの図面に関する情報を明細書から除外するよう勧める。

(296) 出願人が所定の期間内に請求された資料又はその提出期限の延長申請を提出しない場合は、発明特許の付与を拒絶する決定が下される。

(297) ユーラシア特許条約第 15 条(1) (ii)に従う方式上の理由によるユーラシア出願の審査の目的のために、特許庁は、特許条約規則の規則 33 に従ってユーラシア出願の出願日を確定するために必要な書類及び情報並びに出願の添付書類として規定された資料の存在を検証しなければならない。

(298) ユーラシア出願が特許条約規則の規則 33 に規定する要件に適合している場合は、特許庁は、出願の方式上の特徴への適合の検査及び転送に係る所定の手数料の納付を条件として、ユーラシア出願の写し 1 部を、特許庁がこれを受領した日から 4 月以内に、またパリ条約に従ってユーラシア出願について優先権が請求される場合は 1 月以内に、ユーラシア特許庁に送付する。

ユーラシア出願の写し 1 部は、特許庁によって保管される。

(299) 特許庁と出願人との間に不合意が存在する場合は、発明出願は、ユーラシア特許庁に送付される。

(300) 特許庁は、出願人のユーラシア出願のユーラシア特許庁への送付及びユーラシア特許条約第 15 条(2)に従う単一の手続手数料をユーラシア特許庁に納付する必要性に関する通知を出願人に送付する。

第 28 節 国際特許分類 (IPC) に従う発明の分類の正確性の検証

(301) IPC に従ってクレームされた発明が属する対象の見出しを確定するために、発明の分類の正確性の検証が実施される。

(302) 分類中に、発明のクレームは、分類索引の選択の基礎として用いられる。

(303) 発明出願が複数の IPC カテゴリーに対応する複数の対象に関係する場合は、関連するすべての分類索引が確定される。

予備審査段階において決定された分類索引は、実体審査過程において更に詳細化することができる。

第 29 節 国際出願の国内段階

(304) 特許庁は、国際出願の優先日から 31 月の満了前に国際出願の審査を開始しない。出願人の特別な請求により、特許庁は、PCT 第 23 条(2)及び第 40 条(2)に従って、所定の期間の満了前に国際出願の審査を開始することができる。ただし、実施された場合は、国際調査報告書及び国際予備審査報告書が国際出願資料に含まれることを条件とする。これらの書類が存在しない場合は、特許庁は、これに関して出願人に通知する。

(305) 出願人は、(304)に規定する期限に適合しなかった国際出願に関する権利を回復することができる。国際出願の権利の回復申請は、特許庁に提出しなければならない。PCT 第 22 条に規定する行為は、出願人が徒過した期間の満了日から 12 月以内に完了しなければならない。請求は、この期限に適合しなかった有効な理由を含み、当該不適合が意図的でなかった旨を示さなければならない。関連する国際出願に関する権利の喪失を引き起こした期限への不適合の理由を裏付ける証拠書類の提出は必要とされない。国際出願の権利の回復申請には、所定の特許手数料の納付を確認する書類を添付しなければならない。

(306) 国際出願は、優先日から 31 月の満了前に、出願人が次のものを特許庁に提出した場合は、国内段階に移行する。

306. 1. 国際出願の国内審査段階への移行の申請又は PCT 出願が他の言語により行われた場合は PCT 出願のロシア語若しくはベラルーシ語への翻訳文

306. 2. PCT 第 20 条に規定する国際出願の送達はまだ行われていない場合は、紙面による受理官庁の認証を受けた当該国際出願の謄本

306. 3. 所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類

306. 4. 国際出願がロシア語又はベラルーシ語により行われなかった場合は、国際出願のこれらの言語への翻訳文

(307) (306)306. 2 から 306. 4 までに規定する書類は、(306)に規定する期間内又はその満了後 2 月以内に提出することができる。

(308) 国際出願のロシア語又はベラルーシ語への翻訳文は、最初に提出された様式による発明の明細書、クレーム、図面に関する説明及び要約の翻訳文を含まなければならない。

出願人が PCT 第 19 条に従ってクレームが補正された国際出願を国内段階に移行する場合は、国際出願の翻訳文は、元のクレーム及び補正クレームの両方のロシア語又はベラルーシ語への翻訳文並びに PCT 第 19 条(1)に従って作成された説明の翻訳文を含まなければならない。

出願人が PCT 第 34 条(2) (b)に従ってクレーム、明細書及び図面が補正された国際出願を国内段階に提出する場合は、出願人は、補正され、国際予備審査機関によって受理された国際出願の翻訳文及び最初に行われた国際出願の補正された用紙の翻訳文を提出しなければならない。

(309) 国際出願を国内審査段階に移行する際は、出願人は、出願人の発意により提出された補正された発明の明細書、クレーム、図面に基づく国際出願の審査の開始を申請することができる。補正された資料は、(306)に規定する期間内、(304)第2段に従う特別な請求を提出する場合は、請求に表示された国際出願の審査の開始日前に、ロシア語又はベラルーシ語により提出することができる。補正された資料の添状には、変更の理由を表示し、補正された国際出願資料と元の国際出願資料との相違点の説明を提供しなければならない。

(310) 国際出願を国内審査段階に移行する際に、出願人の表示に対する変更が行われる場合は、出願には、この出願に関する出願人の権利を確認する書類、すなわち、この国際出願の国際審査段階で出願人の表示の変更が行われた場合は、WIPOの国際事務局の関連する通知(様式PCT/IB/306)の写し及び(又は)移転証書若しくは権利の移転を確認する他の書類を添付しなければならない。

(311) 国際発明出願の出願日から3年以内に、出願人は、実体審査請求を提出する権利を有する。

分割発明出願が原出願の出願日から3年後に行われる場合は、実体審査請求は、分割出願と同時に又は特許庁が当該出願を受領した日から2月以内に、特許庁に提出しなければならない。

実体審査請求と同時に、所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類を提出しなければならない。

第 30 節 予備審査の結果に基づく決定

(312) 発明出願が所定の要件に従って作成されたすべての必要書類を含み、クレームされた解決手段が、法第 2 条 (2) 及び (3) に従って発明とみなされない及び (又は) 特許性を有すると認められない対象又は活動に該当しない場合は、発明出願の予備審査の肯定的な決定及び発明出願の出願日について出願人に通知される。

(313) 予備審査の結果に基づいて、(289) 及び (296) に規定する場合は、発明特許の付与を拒絶する決定が下される。

第 31 節 発明出願の公開

(314) 特許庁は、法第 20 条(1)に規定する期間内に、予備審査を通過し、その結果として肯定的な決定が下された発明出願に関する情報を公開する。

(315) 出願人の請求により、特許庁は、所定の特許手数料の納付を条件として、発明出願に関する情報を所定の期間前に公開することができる。

(316) 創作者として名称が記載された者は、発明出願の公開において創作者として言及される。出願人でない創作者が自己の名称の表示の書面による拒否を送付した場合は、当該言及は行われぬ。

第 V 章 発明出願の実体審査

第 32 節 発明出願の実体審査の条件及び内容

(317) 発明出願の実体審査は、出願人又は利害関係人の請求により実施される。

(318) 発明出願の実体審査請求は、法第 21 条(1)に規定する期間内に提出しなければならないが、当該期間は延長されない。

発明出願の実体審査請求が所定の期限内に提出されない場合は、特許の付与を拒絶する決定が下される。

(319) 発明出願の予備審査の完了前に発明出願の実体審査請求が提出された場合は、実体審査は、発明出願の予備審査の肯定的な決定についての通知を出願人に送付した後に開始される。

(320) 発明出願の実体審査請求は、書面で提出しなければならないが、実体審査請求、発明出願の番号及び発明の名称を含まなければならない。

(321) 発明出願の実体審査請求と同時に、所定の金額の特許手数料の納付若しくは特許手数料の納付免除を確認する書類又は特許手数料の部分納付を確認する書類及びその減額の理由の存在を確認する書類を特許庁に提出しなければならない。前記書類を提出しない場合は、発明出願の実体審査請求は、提出されなかったとみなされる。

(322) 納付された特許手数料の金額の所定の金額への適合の検証は、当初の発明出願資料に含まれるクレームに関して実施され、出願人が自己の発意により又は予備審査の要請によりクレームを変更した場合は、考慮される補正クレームに関して実施される。

納付された特許手数料の金額が審査対象の独立クレームに記載された発明の数に合わない場合を含め、納付された特許手数料の金額が所定の金額に合わない場合は、出願人に対し、所定の金額までの特許手数料の追加納付を確認する書類を特許庁に提出し、及び(又は)審査対象である発明を表示し、若しくは審査対象でない項が除外されたクレームを提出する必要性に関する通知を送付する。

(323) (322)第 2 段に規定する通知を送付した日から 3 月以内に、特許手数料の追加納付を確認する書類が提出されない場合は、発明の 1 の独立クレームを含む発明出願の実体審査請求は、提出されなかったとみなされ、複数の独立クレームを含む発明出願の審査は、納付を条件として、出願人が選択したクレーム又は当該選択が存在しない場合は最初に表示されたクレームに関して実施される。

(324) PCT に従って国際機関の 1 によって作成された国際調査報告書又は国際審査報告書、及び最初の発明出願の出願日による条約優先権の主張の表示が存在する場合は、当該出願に関して国際調査機関によって作成された調査報告書は、国際調査又は国際予備審査が実施さ

れている独立クレームにおいてクレームされた発明に関する発明出願の実体審査の実施に係る手数料の減額の根拠となる。

1の独立クレームにおいて1群の発明(マーカッシュクレーム)がクレームされた場合において、クレームされた群のすべての発明について国際調査又は国際予備審査が実施されているときは、これらの書類は、この独立クレームに関する発明出願の実体審査の実施に係る手数料の減額の根拠となる。

(325) 発明出願の実体審査請求が利害関係人によって提出され、納付された手数料の金額が審査対象である独立クレームに記載された発明の数に合わない場合は、請求は、提出されなかったとみなされる。

(326) 特許庁は、発明出願の実体審査請求の審査の結果に関して、出願人及び請求が出願人から受領されたものではなかった場合は請求を提出した利害関係人に、通知する。同一の発明出願に関して複数の者からの複数の実体審査請求が受領されたときは、後の受領日を有する請求は、提出されなかったとみなされ、それについて当該請求を提出した者に通知される。

(327) 出願人が先に取り下げた発明出願に関して実体審査請求が受領された場合及びそれに関して発明出願の受理を拒絶する又は特許の付与を拒絶する決定が下された場合は、発明出願の実体審査は実施されず、発明出願の実体審査を実施することができないことについて発明出願の実体審査請求を提出した者に通知される。

(328) 出願人でなく、発明出願の実体審査請求を提出した者は、その審査に参加しないものとする。発明出願に関する通信は、出願人と実施する。発明出願の実体審査請求を提出した者には、発明出願の審査の結果として下された決定の写しが送付される。決定の時点で発明出願に関する情報がまだ公開されていない場合は、発明出願に関して下された決定に関してのみ発明出願の実体審査請求を提出した者に通知され、この決定の写しは、発明出願に関する情報の公開後に送付される。

出願人が発明出願をそれに関する実体審査の完了前に取り下げた場合は、発明出願の審査は終了とされ、これについて発明出願の実体審査請求を提出した者に通知される。

(329) 実体審査の開始前に、発明出願の実体審査請求を提出した者が、この請求は提出されなかったとみなす通知を受領した場合は、請求は、提出されなかったとみなされる。

発明出願の実体審査請求を提出されなかったとみなすことを求める請求であって、請求の審査の結果についての通知後に受領されたものは、考慮されない。

(330) 発明出願の実体審査の実施は、当初の発明出願資料又は出願人が自己の発意により若しくは特許庁の要請により提出した資料における出願人が提案するクレームにおいて特徴付けられた発明の特許性の条件への適合性が検証され、発明の優先権が検証され、これには、出願人によって提出されたクレーム、出願人が自己の発意により又は特許庁の要請により提出した資料の検証を含み、技術水準を決定するために、クレームにおいて特徴付けられた発

明に関する情報調査を実施する。

(331) 発明出願の実体審査は、実体審査請求の審査についての通知に明記された発明のクレームに関して実施される。

第 33 節 クレームの検証

(332) 出願人が発明出願の実体審査請求を提出した後に発明のクレームを補正した場合は、法第 17 条(1)に従って補正クレームを考慮する可能性があらかじめ検証される。補正クレームが考慮される場合は、当該クレームに関して審査が行われる。

(333) 発明のクレームの検証は、第 14 節に規定する要件に従って、次の事項の検証を含む。

- ・ 発明の要旨を表現するという観点からのクレーム
- ・ クレームが明細書に基づくこと
- ・ クレームの明確性及び正確性
- ・ 発明の単一性の要件への適合

(334) 出願人によって提出されたクレームの検証中に、当該クレームが第 14 節に規定する要件に適合していないことが明らかになった場合は、出願人に対し、クレームを補正するよう提案する要請を送付するものとする。

(335) 発明の要旨を表現するという観点からクレームを検証する際は、発明出願資料の分析に基づいて、当該クレームがクレームされた発明の本質的特徴を含み、その全体が出願人によって表示された技術的成果を取得するのに十分であることが決定される。当該技術的成果を取得する公共の必要性の存在は検証されない。

特徴は、技術的成果と因果関係がある場合は、本質的とみなされる。

(336) 本質的特徴であり、それがなければ技術的成果が(又は出願人が複数の技術的成果を表示した場合は、何れの技術的成果も)達成されないものが、発明の独立クレームに含まれないが、明細書又は従属クレームに含まれる場合は、当該特徴を独立クレームに含めるよう提案する要請が出願人に送付される。要請には、技術的成果を達成するためのこの特徴の必要性を裏付ける主張を添付する。これらの主張は、明細書に開示された特徴と技術的成果との間の因果関係又は特許庁によって実施された理論的分析に基づくことができる。

(337) 出願人によって提出されたクレームが非本質的特徴又はクレームされた発明の実行及び使用の特定の形態のみを特徴付ける特徴を含むことが決定された場合は、クレームの当該文言を保持することの妥当性に関して出願人に尋ねることができる。

(338) クレームの検証は、クレームにおける技術的でない成果又は発明を具現化する手段に関係すると認めることができない成果を取得するためにのみ必要である特徴の特定を含む(電子計算機のためのプログラムの特徴によって特徴付けられた発明について)。クレームに含まれる特徴が必要とされる目的である成果の性質の評価は、(92)及び(93)を考慮して実施される。

(339) 技術的でない成果又は発明を具現化する手段に関係すると認めることができない成果を取得するためにのみ必要である特徴がクレームに存在する場合は、出願人に対し、当該特徴をクレームから除外するようにクレームを補正するよう提案する要請を送付する。同時に、これらの特徴は発明の進歩性の要件への適合を検証する際に考慮されず、特許が付与される場合は、クレームにおけるその保持は法的保護の範囲の減縮をもたらす可能性があることを説明する。

(340) 非技術的成果を取得するためにのみ必要な特徴の1種は、特に発明の対象である又は方法において使用される装置における、言語的、図示的又は組み合わせた表示からなる特徴である。当該特徴がクレームに存在する場合は、クレームを補正することの提案に加えて、他人が所有する登録された又は登録される可能性がある商標(サービスマーク)と類似しているか又は混同する程度に似ている可能性に関して出願人に通知される。当該発明の実施は、商標(サービスマーク)所有者の権利を侵害する可能性がある。

(341) クレームが明細書に基づかなければならないとの要件への適合を検証する際は、明細書がクレームにおけるクレームされた発明を特徴付ける概念を含むか否かが決定される。クレーム及び明細書に含まれる概念の用語が一致している場合は、クレームが明細書に基づくべきとの要件は、満たされていると認められる。

出願人が、クレーム及び明細書において、内容が一致するが、用語が異なる概念を使用すること並びにクレームに明記された概念が明細書に挙げられていないが、その内容が明細書に完全に開示されている場合は、審査中の要件の違反と認められない。

クレームに含まれる概念が用語的又は実質的意味の何れでも明細書に反映されていない場合は、クレームが明細書に基づくべきとの要件に違反したと認められ、出願人に対し、明細書にない特徴をクレームから除外すること又はクレームにおける特性を保持しながら明細書を適切に調整することによって、当該違反を排除するよう提案する要請を送付する。

(342) クレームが一般的概念によって表現された特徴を含み、明細書が、この概念によって特徴付けられた特定の実現形態を使用した発明の複数の実施例を含む場合における発明のクレームが明細書に基づくことの検証は、一般的概念の使用の正当性を確定することを伴う。

(343) 出願人によって使用された一般化の正当性を確定する際は、一般的概念が(他の本質的特徴と併せて)出願人によって表示された技術的成果をもたらさない特徴の特定の実現形態を含まないことを検証しなければならない。特徴の当該特定の実現形態が実体審査中に特定された場合は、出願人に対し、適切な主張を示し、当該主張に反論し、又は発明の明細書に基づいて特徴の特性を補正するよう勧める。

(344) クレームが機能又は性質のレベルで特徴付けられた特徴を含む場合は、この形態で特徴付けられた特徴が、独立クレームに含まれる他の特徴と併せて、出願人によって表示された技術的成果を取得するのに十分であることを確認する情報が明細書に存在することが検証される。

(345) 出願人によって表示された技術的成果の取得可能性を実験データによってのみ証明することができる場合は、関連するデータが示されている発明の例が明細書に存在すること及びそれらが提示された例によって包含される特別な事例のみでなく、一般化された特徴を使用して特徴付けられた発明のすべての事例において技術的成果を達成することが可能であると結論付けるのに十分であることが検証される。

(346) 使用された特徴の一般化の程度が不適切であることが確定された場合は、出願人に対し、発明の元の明細書に基づいてクレームを補正するよう勧める。

(346-1) 明確性及び正確性の要件とは、専門家がクレームの内容、すなわち、出願人がクレームされた発明を特徴付けるために使用する特徴の組を理解できることを意味する。クレームの内容は、出願に明記された情報及び技術水準に基づいて、専門家が法的保護が求められている主題及び法的保護の範囲を正確に決定することができる場合は、明確かつ正確とみなすことができる。

(347) 明確性及び正確性の要件に適合するためには、クレームに含まれる特徴は、特定可能でなければならない。

特徴は、意味内容が先行技術に基づいて専門家によって明瞭に認識される概念によって特徴付けられている場合は、特定可能とみなされる。

発明出願資料からのみ公知になった用語によって特徴付けられた特徴は、特定可能と認めることができない。

科学技術文献において非科学的と分類された用語によって特徴付けられた特徴は、先行技術に含まれる情報源において使用されたことに拘らず、特定可能と認めることができない。

(348) 特徴の特定可能性に関する疑義が存在する場合は、特許庁は、出願人に対し、その明瞭な理解の可能性の確認を要請する権利を有する。

特徴が特定不能と認められたが、明細書に所要の程度に開示されている場合は、出願人に対し、元の明細書に基づいて調整することによって、クレームの特定された不備を補正するよう勧める。

特定不能な特徴が元の明細書に開示されておらず、元の発明出願資料の範囲を超えることなくその特性を明確化することができない場合は、これに関して出願人に通知し、特定不能な特徴をクレームから除外するよう勧める。

(349) 出願人が特定不能な特徴(それが明細書に開示されているか否かに拘らず)を含むクレームの文言の維持を主張した場合は、当該クレームは、更なる審査のために受理されるが、特定の特徴は、特許性を検査する際に考慮されない。

(350) 特徴の特定可能性に係る要件が満たされているが、それを特徴付けるために特定の技術分野において古い又はほとんど使用されない用語が使用された場合は、出願人に対し、クレームを補正することを推奨する要請を送付することができる。

(351) 出願人は、クレームにおいて、特定が困難な特徴(例えば、材料の温度が約 160℃で維持される、レバーの回転軸がシャフト支持体の近くに位置する)又は特許所有者の権利行使のすべての分野において特定することができるわけではない特徴を使用することができる。後者は、法的保護が請求される対象に対して外部的と称される特徴を含む(例えば、装置が、それが目的とする製品の指標又はそれが操作中にのみ相互作用する他の装置の指標によって特徴付けられる)。かかる状況においては、このようにして特徴付けられた発明が特許性を有すると認められる場合は、出願人は、その実施の事実の立証において困難に遭遇する可能性がある旨を出願人に通知することができる。特許庁は、これらの場合に、クレームの補正を要請する権利を有さない。

(352) クレームの発明の単一性の要件への適合を検証する際は、1 の独立クレームを含むクレームが 1 の発明に言及するか否かが検証される。

(353) 独立クレームは、次の特性を含む場合は、1 の発明に該当しない。

各々がそれ自体の目的を有する複数の手段であって、当該手段の全体の一般的目的を表示しない場合。最初の明細書において、これらの手段の共通の目的が直接的又は間接的に開示されている場合は、出願人は、この一般的目的を反映する一般的概念をクレームに導入することによってクレームを調整することができる。

異なる種類の対象に関する発明

(354) (発明の他の特徴と併せて)同一の技術的成果の取得をもたらす特徴の複数の実施形態を特徴付ける必要がある場合において、選択肢として表現される特徴のみが異なるときは、1 の独立クレームにおいて複数の発明の変形を特徴付けることが認められる。

択一概念が、同一の技術的成果の取得に係る条件を考慮することなく使用され、及び(又は)相互に置き換えた場合に、発明の他の特徴に影響を及ぼす場合は、1 の独立クレームにおける発明の単一性の要件に違反したとみなされる。

独立クレームにおいて、機能的に独立していない特徴のみが選択肢として表現されている場合は、当該独立クレームは、1 の発明に関係するとみなされる。

(355) 独立クレームにおいて発明の単一性の要件に違反したことが確定された場合は、これに関して出願人に通知し、表示された違反が排除される方法により当該独立クレームを補正するよう勧める。クレームに記載された発明が 1 群の発明を構成する可能性がある場合は、この可能性について出願人に通知される。

(356) 発明出願が 1 の独立クレームを有する多項クレームを含む場合は、独立クレームの検証に加えて、従属クレームに含まれる発明の特性が、それが従属するクレーム、特に、独立項に記載された発明の何れかの特徴の置き換え又は除外をもたらすか否かが検証される。

(357) 発明の単一性の要件に適合するためには、発明の目的を反映する一般的概念である特徴の従属クレームにおける展開及び(又は)明確化は、独立クレームに含まれる目的を具体化又は補正することによってのみ実施することができる。

(358) 従属クレームが発明の単一性の要件に違反してクレームされたことが確定された場合は、これに関して出願人に通知し、発明の単一性の要件に従うことを条件として、次のことによつて、クレームを補正するよう勧める。

- ・従属クレームにおける発明の実施を妨げる特徴の独立項からの除外。ただし、残りの特徴の全体が、特定の技術的成果が取得されることを確保すると同時に、従属項がその前のバージョンで保持されることを条件とする。
- ・従属クレームのクレームからの除外
- ・従属クレームの内容の新たな独立クレームへの包含
- ・従属項から独立項又は対応する従属項への代替的特徴の移動であつて、その結果として選択肢として表現された特徴が当該項に出現するもの

(359) 単項クレーム又は1の独立クレームを有する多項クレームが2以上の発明に関係することが確定された場合は、これに関して出願人に通知し、特定された違反を排除するようにクレームを補正するよう勧める。同時に、補正クレームにおける発明の単一性の要件に適合し、かつ、別個の独立クレームによつて先に提出されなかつた発明に関する新たな独立クレームを補正クレームに含める場合は適切な手数料を納付し、又はクレームを補正することを拒否する場合は、更なる審査の対象である発明を表示する必要がある旨も表示する。

(360) 単項クレーム又は1の独立クレームを有する多項クレームが2以上の発明に関係することが確定され、出願人がクレームを補正することを拒否した場合は、特許性の検査がクレームに明記された発明のうち最初のものに関してのみ実施される旨が出願人に通知される。

(361) 発明出願が複数の独立クレームを含む多項クレームを含む場合は、それらの各々が(従属する従属クレーム(ある場合)とともに)(353)から(360)までに従つて分析される。

(362) 各々が(従属クレーム(ある場合)とともに)1の発明のみを特徴付ける複数の独立クレームを含む多項クレームに関しては、当該クレームに含まれる発明が単一の発明概念を形成する1群の発明を表すか否かが確定される。

(363) 1群の発明は、異なる種類の対象(例えば、装置及び方法、物質及び方法)に関する発明及び同一の種類の発明の対象に関する発明(発明の変形、全体及び一部として関係する発明)の両方によつて形成され得る。

(364) 発明の単一性の要件は、群の発明の間に、1又は複数の同一の又は対応する特別な技術的特徴によつて表現された技術的關係が存在する場合は、満たされているとみなされる。特別な技術的特徴は、総合的に判断されたクレームされた発明の各々による技術水準に対する貢献を規定する特徴である。

(365) 発明の変形が発明の複数の独立クレームにおいて特徴付けられている場合は、出願人によつて表示された発明の目的及び技術的成果の一致も検証される。

(366) 群の発明の各々(又はそれらの1)について、複数の技術的成果が表示され、表示された技術的成果の一部に関してのみ一致が確定された場合は、技術的成果の一致の条件に違反したとみなされない。

(367) すべての発明に共通する技術的成果の特性に加えて、それらの1の文言が何らかの特定の特徴(例えば、摩擦の減少、高湿度条件における摩擦の減少)の表示を追加的に含む場合であっても、技術的成果の一致の条件に違反したとみなされない。

(368) 複数の独立クレームを含む多項クレーム又は変形発明を含む独立クレームを有するクレームにおける発明の単一性の要件の違反を確定した場合は、これに関して出願人に通知し、法第18条(3)に規定する期間内に、何れの発明を審査すべきかを報告し、必要であれば、発明出願資料の明確化を行うよう勧める。

(369) 出願人が所定の期間内に何れの発明(又は発明の単一性の要件を満たす発明の群がクレームされた発明の数に含まれる場合は、発明の群)を審査すべきかを報告せず、改訂された書類を提出しない場合は、特許性の検査は、クレームに最初に列挙された発明(又は発明の単一性の要件を満たす群を形成するクレームに最初に列挙された複数のクレームされた発明)に関してのみ実施される。

(370) 発明の単一性の要件に違反する場合は、出願人は、他の発明又は単一性の要件を満たす発明の群について1又は複数の分割出願を行うことができる。

(371) 発明の特許性を検査するためには、出願人によって確認された変更を加えたクレームが採用される。

第 34 節 出願人が自己の発意により又は特許庁の要請により提出した資料の検証

(372) 特許庁が、発明出願資料を補正又は明確化する出願人の発意により提出された追加資料を受領した場合は、追加資料とともに、所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類が提出されているか否かが検査される。

(373) 出願人の発意により又は特許庁の要請により提出された資料が補正クレームを含む場合は、クレームの変更が元のクレームにおいて独立クレームとして強調されていない 1 又は複数の独立クレームのクレームへの包含をもたらすか否かが確定される。

出願人の発意による又は特許庁の要請による発明出願資料の変更及び明確化が、最初に提出され、審査のために受理されたクレームに存在しない独立クレームへの包含を伴う場合は、これらの変更及び明確化とともに所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類が提出されているか否かが検査される。

(374) (372) 及び(373) に規定する特許手数料の納付を確認する書類が存在しない場合は、当該書類を提出する必要性について出願人に通知される。これらの書類が通知を送付した日から 3 月以内に提出されない場合は、出願人によって変更又は明記された資料は、発明出願を審査する際に考慮されず、それについて出願人に通知される。

(375) 次の場合は、出願人の発意による発明出願書類の補正又は明確化とみなされない。
出願人が特許庁からの要請を受領した後及び当該要請を受領することなく提出した補正又は明確化が、発明出願資料に係る所定の要件の違反を排除することを目的とする場合
出願人が特許庁の要請を受領した後に提出した補正又は明確化が、特許庁の要請の内容に係る場合

(376) 特許庁が発明出願に関して特許を付与する又はその付与を拒絶する決定を下した後、出願人が補正又は改訂された資料を提出した場合は、当該資料は考慮されず、それについて出願人に通知される。

(377) 承継の結果としての発明出願の権利の移転、契約に基づく移転による又は出願人の名称の変更に関連する出願人の表示の変更及び明白かつ技術的な誤記の訂正は、発明の発明登録簿への登録日前に行うことができる。

(378) 出願人が特許庁の要請により提出した正規に作成された書類に関しては、出願人による法第 21 条(3)第 3 段に規定するその提出期限への適合が検査される。

(379) 出願人が所定の期間内に特許庁によって請求された正規に作成された書類又は特許庁の要請に対する応答の提出期限の延長申請を提出しない場合は、特許の付与を拒絶する決定が下される。

(380) 出願人が自己の発意により又は特許庁の要請により提出し、審査のために受理された修正及び改訂された資料が受領されたときは、当該資料がクレームされた発明の要旨を変更するか否かが検査される。

(381) 補正又は改訂された資料は、発明の元の明細書(クレーム)にないクレームに含まれるべき特徴を含む場合は、クレームされた発明の要旨を変更する。

(382) 特徴は、出願人によって提出された補正クレームに含まれる場合のみでなく、出願人が当該包含を単に指示した場合にも、クレームに含まれるとみなされる。

(383) クレームに含まれるべき特徴は、表示された特徴が出願日時点の発明出願に含まれる図面又は他の図示資料に示されていた場合を含め、発明出願の出願日時点で、用語的又は実質的意味の何れでも明細書にも発明のクレームにも含まれていなかった場合は、発明の元の明細書(クレーム)にないと認められる。

(384) 元の発明出願資料において、発明の本質的特徴が、その特定の実施形態を開示することなく一般的概念によって表現された場合は、修正された資料における当該実施形態の提示であって、それをクレームに含まれるべき特徴に帰属させるものは、提示された資料をクレームされた発明の要旨を変更するものと認める根拠となる。

当初の出願資料において、本質的特徴が広範囲の数値の形態で表現され、発明の1の具体例のみが示されている場合は、元の資料に示された値と異なる特定の値の形態での追加資料におけるこの特徴の提示は、提示された資料をクレームされた発明の要旨を変更するものと認める根拠となる。

(385) 明細書において最も近い類似物を含む技術水準に関してのみ言及された特徴は、当初の発明出願資料に含まれるクレームされた発明の特徴に言及するものではない。

(386) 発明出願が1群の変形発明に属する場合は、当初の発明出願資料に含まれる群の何れかの発明の特徴は、群のこの特定の発明に関して明細書に挙げられた特徴とみなされる。

(387) 発明のクレームされた対象が特定の目的のための使用に関係する場合は、元の発明出願資料におけるものを除く、対象の目的又は対象を特徴付けるために使用される他の特徴の表示を含む資料は、要旨を変更するものと認められる。

(388) 元の発明出願資料にないクレームされた発明に関する情報であって、クレームに含まれるべき特徴に関係しないものを含む修正又は改訂された資料は、発明の要旨を変更するとみなされない。当該情報は、発明の実施に係る条件に関する新たな(追加)情報、発明の実施例、技術的成果に関する追加情報、更新された図示資料などを含むことができる。

(389) 当初の発明出願資料にないクレームに含まれるべき特徴とともに、発明出願の審査のために必要な他の情報も含む資料は、これらの特徴を含む部分においてのみ要旨を変更する

と認められる。

(390) 元の発明出願資料に情報が含まれていなかった技術的成果の達成を表示した資料は、新たに表示された技術的成果を元の発明出願資料から明瞭に導き出すことができる場合は、考慮される。

(391) 出願人が自己の発意により又は特許庁の要請により提出した資料がクレームされた発明の要旨を変更すると認められた場合は、当該資料は、発明出願を審査する際に考慮されず、それについて出願人に通知される。

出願人は、これらの資料を、法第 16 条(4)に従うその受領日による優先権の主張を含む独立した発明出願として提出することができる。

(392) 出願人が自己の発意により又は特許庁の要請により補正したクレームを検証する際は、発明の元の明細書に開示された発明に関係しない独立クレームが出現したか否かが確定される。

(393) 次の場合は、クレームの変更は、発明の元の明細書に開示された発明に関係すると認められる。

発明の目的を反映する元の一般的概念を他の概念に置き換える場合において、当該置き換えの結果として、発明の要旨が変更されず、すなわち、すべての明確化する概念が用語的又は実質的意味で元の明細書及び(又は)クレーム(従属クレームを含む)に含まれる場合

発明の主題の種類(装置、方法、物質)の表示を変更する場合において、新たに表示された種類が、元の種類よりも高い程度に、元のクレームに含まれる特徴の性質に対応する場合
最初にクレームされた「特定の目的のための利用」という発明の対象を特定の目的の対象に置き換える場合

最初に明記された主題を前記主題の「特定の目的のための利用」という主題に置き換える場合

単項クレーム又は 1 の独立クレームを有する多項クレームにおける発明の単一性の要件の違反の排除の結果として新たな独立クレーム(又は複数の当該クレーム)が形成される場合

発明の元の明細書に開示された発明について新たな独立クレームを形成する場合

(394) クレームされた発明に関係しないクレームの変更は考慮されず、それに関して出願人に通知される。

第 35 節 発明の優先権の確定

(395) 発明の優先権は、法第 16 条に規定する理由により確定される。

(396) 出願人が条約優先権を請求した場合は、次の条件が検査される。

396. 1. 請求された条約優先権の表示の存在

396. 2. 出願人による法第 16 条(3)第 1 段に規定する条約優先権の請求を伴う発明出願を行う期限の遵守。条約優先権の主張を伴う発明出願が期限後、ただし、その満了日から 2 月の満了前に受領された場合は、出願人は、当該発明出願を行う期限の延長申請及び所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類を提出しなければならない。申請には、条約優先権の主張を伴う発明出願を所定の期限内に行うことができなかつた出願人の不責事由を表示しなければならない。

396. 3. パリ条約の同盟国において出願人によって行われた最初の発明出願の認証謄本の存在。

396. 4. 出願人による法第 16 条(3)第 2 段に規定する特許庁に最初の発明出願の謄本を提出する期限の遵守。所定の期間に適合していない場合は、その満了前に提出された出願人の請求により、条約優先権を回復することができる。ただし、出願人が最初の発明出願の出願日から 14 月以内に最初の発明出願の謄本を請求し、出願人がこれを受領した日から 2 月以内に特許庁に提出することを条件とする。条約優先権の回復申請には、所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類を添付しなければならない。

396. 5. 最初の発明出願におけるクレームされた発明の開示。

(397) 条約優先権の主張が国際発明出願を含む場合は、特許庁は、WIPO の国際事務局に対し、国際発明出願の優先権書類の謄本(パリ条約第 4 条 D(3)に規定する出願の謄本)を請求することができる。

(398) 出願人が法第 16 条(4)に従う先に行われた発明出願の追加資料の受領日による発明の優先権を請求した場合は、次の条件への適合が検査される。

398. 1. 請求された優先権の表示の存在

398. 2. 出願人による法第 16 条(4)に規定する追加資料の受領日に基づく優先権の主張を伴う発明出願を行う期限の遵守

398. 3. その受領日に従う優先権が主張される追加資料におけるクレームされた発明の開示(これらの資料が提出された原発明出願の内容を考慮する)

(399) 出願人が法第 16 条(5)に従う特許庁への先の発明出願の出願日による発明の優先権を請求した場合は、次の条件への適合が検査される。

399. 1. 請求された優先権の表示の存在

399. 2. 出願人による法第 16 条(5)に規定する特許庁が出願人の先の発明出願を受領した日に基づく優先権の主張を伴う発明出願を行う期限の遵守

399. 3. 先の発明出願と同一の出願人による発明出願の実施

399. 4. 先の発明出願におけるクレームされた発明の開示

399. 5. 先に行われた発明出願における先の優先権の請求の存在

(400) 出願人が複数の先に提出された出願を基礎として優先権を主張した場合は、それらの各々に関して(399)に規定する条件への適合が検査される。

先の発明出願における(又は複数存在する場合は、すべての発明出願における)その優先権の請求を伴う発明出願が行われた場合は、特許の付与を拒絶する決定が下される。

(401) 出願人が法第 16 条(6)に従う分割発明出願に基づく発明の優先権を請求した場合は、次の条件への適合が検査される。

請求された優先権の表示の存在

出願人による法第 16 条(6)に規定する分割発明出願の優先権の主張を伴う発明出願を行う条件の遵守

分割発明出願においてクレームされた発明の、原発明出願における開示。発明出願が条約出願から分割され、その優先日による優先権が主張された場合は、さらに最初の発明出願における開示

分割発明出願に基づく優先権を確定する際は、その出願日は、当初の発明出願の出願日とする。

(402) 最初の出願の優先権の主張が拒絶され、又は出願人が当初の発明出願において当該主張を放棄した場合は、分割発明出願について先の優先権は確定されない。

(403) 出願人は、異なるクレームに関する複数の優先権を主張することができ、各優先権が主張される特定のクレームを表示する必要がある。出願人によって表示された複数の優先権を請求する理由に応じて、出願人による(396)、(398)から(401)までに列挙した関連する条件への適合が確定される。

(404) 法第 16 条(4)から(6)までに従う 1 又は複数の優先権は、優先権の主張の基礎とする発明出願又は優先権の主張の基礎となる追加資料が提出された発明出願が取り消されておらず、又はそれに関して特許の発行を拒絶する決定が下されていないことを条件として、確定することができる。

(405) 出願人による優先権の主張の基礎となる先に提出された資料(先に行われた発明出願、追加資料)におけるクレームされた発明の開示に係る条件への適合を検査する際は、次の事項が検査される。

資料における(先に行われた発明出願の明細書、クレームにおける、追加資料の文字部分における)クレームされた発明のクレームに含まれるすべての特徴の表示の存在

請求された優先日時点のこれらの資料における、発明を実施することを可能にするのに十分詳細な発明の開示。条約優先権の主張の場合にこの条件が満たされることを検査する際は、出願人に対し、パリ条約の同盟国において出願人によって行われた最初の発明出願の翻訳文を提出するよう提案する要請を送付することができる。

(406) 出願人が(396), (398)から(405)までに規定する条件を遵守している場合は, クレームされた発明に関して主張された優先権が確定される。

(407) 出願人が(396), (398)から(405)までに規定する要件の少なくとも1に適合していない場合は, 発明の優先権は, (出願人に事前に通知して)特許庁への発明出願の出願日に確定される。何れかの発明(例えば, 多項クレームの項の1において特徴付けられたもの)に関してこれらの要件が遵守されていない場合は, 特許庁への発明出願の出願日による優先権は, この発明についてのみ確定される。

(408) 優先権の確定後に, 出願人が, 補正クレームを提出した場合は, 主張された優先権を確定する理由の存在について2回目の検査が行われる。

第 36 節 特許性要件への適合の検証

(409) クレームされた解決手段の特許性の要件への適合の検証は、その後の検証によりその産業上の利用可能性、新規性及び進歩性の要件への適合が示された場合は、当該解決手段に発明としての特許保護を付与することができるか否かを確定すること、すなわち、クレームされた解決手段の基本的特許性の確定から始める。

(410) クレームされた解決手段が法第 2 条(2)に列挙した対象に属し、非技術的性質を有する場合は、当該解決手段は、発明に関係すると認められない。

(411) クレームされた解決手段を発明として分類するために、当該解決手段の技術的性質の検証が実施される。

(412) クレームされた解決手段の技術的性質は、発明の実施又は使用において取得された技術的成果の存在によって確認される。発明の実施又は使用において取得された成果の技術的性質の存在は、(90)から(93)までに従って確定される。

(413) クレームされた解決手段は、技術的でない成果のみの取得をもたらす場合又は発明を具現化する手段に関係すると認めることができない場合は、発明に関係すると認められない。

(414) 提案された提案が、法第 2 条(3)に従って発明としての法的保護を付与されない又は特許性を有する発明と認められないものの 1 であるかも検査される。

(415) クレームされた解決手段が法的保護から除外される対象に属すると主張する場合は、出願人に対し、関連する主張の概要を述べた要請を送付する。

(416) クレームされた解決手段が法的保護から除外されるものに属さないことが確定された場合は、優先日時点でのその産業上の利用可能性、新規性及び進歩性の要件への適合が検査される。

(417) 出願人が提案するクレームが択一概念によって表現された特徴を含む場合は、特許性の検査は、当該概念の 1 を含む特徴の各組に関して実施される。

特定の組の 1 に関して非特許性の結論が見出され、出願人がクレームを補正すること又はこの発明の特性をクレームから除外することを拒否した場合は、特許の付与を拒絶する決定が下される。

(418) クレームされた発明の新規性及び進歩性の評価は、技術水準と比較して実施され、技術水準の決定のために、本規則に従って情報調査が実施される。

(419) クレームされた発明の特許性の要件への適合を検査する際は、技術水準には、発明に関する情報であって、発明の要旨に関する情報が公衆の利用に供される方法により創作者、出願人又はそれらの者から直接的若しくは間接的にこの情報を受領した者によって開示されたものを含む情報源は含まれない。ただし、開示が法第2条(1)第7段に規定する期間内に行われたことを条件とする。

特定の情報源に関する情報の開示日の確定は、本規則に従って実施される。

第 37 節 産業上の利用可能性の検証

(420) 発明は、工業、農業、医療及び他の活動分野において使用することができる場合は、産業上利用可能である。

産業上の利用可能性の要件への適合の検査は、活動分野の何れかにおける使用に対する発明の基本的適合性を評価することを伴う。

発明を産業上利用可能と認めるためには、その使用の可能な範囲の問題は考慮されない。

(421) 発明を産業上利用可能と認めるためには、次の条件を満たさなければならない。

元の発明出願資料が、発明の目的の表示を含まなければならないこと

独立クレームに記載されたクレームされた発明を、元の発明出願資料又は発明の優先日前に公衆の利用に供された情報源に記載された手段及び方法を使用して実施することができること

発明の場合に、出願人によって表示された目的を実現することが実際に可能であること

(422) 補正及び改訂された資料に含まれる発明の目的に関する情報であって、優先日時点で利用できなかったものは、優先日時点で発明を産業上利用可能と認める根拠とすることができない。

(423) クレームされた発明の実現可能性に係る要件は、発明の特徴の各々についての同等物の取得可能性であり、すなわち、特徴の各々について、その同等物を取得することができる方法が明確でなければならない。この要件は、発明の明細書に係る。クレームは、異なる実施形態を包含する用語の形態で、機能、性質のレベルで一般化された特性を含むことができる。明細書は、当該特徴が対応する有形手段である又はあり得ることを確認しなければならない。

(424) クレームにおける特徴が専門家に一定の手段を連想させる用語によって表現されているが、出願人が誤ってこの用語に完全に異なる意味を与えていることが明細書から導かれ、同時に、クレームにおいて使用された用語を補正することを拒否した場合は、クレームされた発明の実現可能性の分析は、クレームに含まれる用語の一般に認められた意味に従って実施される。

(425) 発明の実現可能性の確認は、発明出願資料に直接的に含まれる情報のみでなく、発明の優先日前のすべての知識にも基づいて、発明を具現化する有形手段を作製することができることを確定することである。

(426) 有形手段は、優先日前に公開された情報源からそれ自体公知であり得る。この場合、発明出願は、情報源への参照を含み、又は特徴を当該参照が必要でない一般的に使用される用語により表現する。

(427) 有形手段は、優先日前に公開された情報源に記載されていない場合は、出願自体に記載することができる。

(428) 有形手段は、未知であり得るが、それに課された要件に従って手段を取得するための規則及び方法が発明の優先日前に公衆の利用に供されている情報源から公知である有形手段のクラスに言及し得る。ほとんどの場合、これは、発明出願において、発明の優先日前に公知の方法を使用して合成することができる論理、計算及び他の類似のブロックを機能的一般化レベルで提示する場合に生じる。

(429) まさに当該機能を実施することができる公知の手段が存在しない場合は、例えば、クレームされた装置において機能レベルで明記されたブロックの操作アルゴリズムを記載することによって、特徴の同等物である許容される手段を取得するための規則又は方法を発明出願資料に示すことができる。

(430) 微生物の菌株、植物若しくは動物の細胞培養物又はそれが使用される方法に関する発明の実現可能性の確認は、菌株の寄託に関する情報(寄託収集機関の名称、収集機関によって寄託物に割り当てられた登録番号)である。寄託は、発明の優先日以前に行わなければならない。

実体審査の目的のための寄託は、菌株が国際又はベラルーシ国内の収集機関に預けられ、当該収集機関が少なくとも特許の存続期間中の対象の生存能力の維持を保証する場合は、実施されたとみなされる。

(431) クレームされた発明を具現化する有形手段は、発明出願に表示された目的を実現することができなければならない。この場合、クレームにおいて、特徴が何らかの程度の一般化を使用して特徴付けられる場合は、出願人によって表示された目的の実現に係る条件は、クレームの全請求範囲について、一般的概念によって包含される特徴の可能なすべての実施形態について満たされなければならない。

産業上の利用可能性の要件への適合の評価は、装置を操作不能にする技術的過誤の存在、方法の所要のフローが不可能か否かなどを検査することを目的とする。

(432) 発明の特許性に係る要件への適合を検査する際に特許庁によって考慮される発明出願に含まれる情報の信頼性であって、一定の特徴の重要性を決定する出願人によって表示された性質の信頼性の評価に関係するものに対する責任は、出願人にある。審査中に、発明出願において利用可能な情報により、要請に表示された公知のデータとの審査中に特定された矛盾が説明されない場合は、出願人に対し、一定の特徴の重要性の追加証拠を提供するよう要求することができる。

(433) クレームされた対象の性能を決定する一定の効果、現象、性質の存在を否定し、又は確認する際は、技術的主張を、発明の優先日後に公開されたものを含む、公開された情報源への参照によって裏付ける。ただし、この情報が発明を実施するために必要な情報を置き換えないことを条件とする。情報源への参照には、それを見つけ出すために必要な書誌データ

及び上記の主張を確認する情報を含むページ、段落、図面の図の表示を含むべきである。

(434) 発明の明細書の「発明の要旨」というセクションに明記された技術的成果の取得可能性が発明の明細書の「発明の実施可能性を確認する情報」というセクションにおいて確認されないが、審査中に、その発明出願に明記された目的の実現においてクレームされた発明を実施できることが確定された場合は、発明を産業上利用可能と認める障害とならない。

(435) 発明を創作する際に、課題が一定の目的のための一式の技術的手段を拡充すること又は当該手段を初めて取得することのみである場合は、技術的成果の本質は、その目的の提案された手段の実施にある可能性があり、技術的成果を達成しないことは、産業上の利用可能性の要件への不適合を意味する。

(436) 発明の優先日時点で、(421)に規定するすべての要件が満たされていることが確定された場合は、独立クレームに記載された発明は、産業上の利用可能性の要件に適合していると認められる。

この場合、クレームが従属クレームを含む場合は、これらのクレームに含まれる発明の特徴の特性が発明の実施又は出願人によって表示された目的の実現を妨げないことが追加的に検査される。

これらの要件の少なくとも1が遵守されていない場合は、発明は産業上の利用可能性の要件を満たさないと結論付けられる。この場合、出願人に対し、関連する主張を記載し、これらの主張に関する出願人の意見を表明し、かつ、クレームを補正するよう提案する要請を送付することができる(特許庁の意見において、発明出願資料の調整が可能であり、その結果として産業上の利用可能性の要件への不適合に関する結論を変更することができる場合)。要請は、クレームの調整を具体的に推奨することができる。

(437) 産業上の利用可能性の要件への不適合が確定された発明に関しては、新規性及び進歩性の検証は実施されない。

第 38 節 情報調査の実施

(438) 情報調査の目的は、クレームされた発明が特許性—新規性及び進歩性の要件に適合しているか否かを決定するために使用される、先行技術を特定することである。

(439) 情報調査は、明細書及び図面(ある場合)を考慮し、かつ、発明出願を審査する際に考慮されるクレームの変更を考慮して、クレームに基づいて実施される。

(440) 先行技術には、発明の優先日前に、世界で公衆の利用に供されているすべての情報が含まれる。

技術水準を決定する際は、公衆に利用可能な情報は、何人もそれを熟知することができ、又はその内容に関して適法に知り得る情報源に含まれる情報とみなされる。

(441) 情報源に関する情報が先行技術に含まれることを決定する日は、次の日である。

441.1. 公告された特許文献については、それに表示された公告日

441.2. 特許庁に対して行われた発明又は実用新案の出願であって、何人もその資料を熟知するために閲覧可能なものについては、それぞれ、特許庁の公報における発明出願に関する情報の公開日又は実用新案特許に関する情報の公告日

441.3. 印刷刊行物については、それに表示された刊行に係る署名日

441.4. 印刷に係る署名日を表示していない印刷刊行物及び他の印刷刊行物については、その刊行日、また、刊行日を確定することができない場合において、刊行時期が月又は年のみに決定されているときは、それぞれ、刊行物に表示された月の末日又はその年の 12 月 31 日

441.5. 論文、評論、小論及び他の資料の寄託された原稿については、その寄託日

441.6. 科学技術情報機関にある研究作業に関する報告書、開発作業の説明覚書及び他の設計、技術及びプロジェクト書類については、これらの機関によるその受領日

441.7. 規範的文書及び技術書類については、認可された機関によるその登録日

441.8. 原稿として公開された学位論文の資料及び学位論文の要約については、図書館によるその受領日

441.9. コンテストのために受理された作品については、コンテストに関する書類によって確認されたその審査のために提示した日

441.10. 視覚的に認識される情報源(ポスター、ひな形、製品など)については、それらを閲覧することが可能になった書類上の日付

441.11. 博覧会に出された展示物については、その展示が開始された書類上の日付

441.12. 口頭による報告、講演、演説については、特定の日時点で効力を有する関連するイベントの開催に関する規則に規定する方法により録音設備又は速記によって記録されている場合は、報告、講演、演説の日

441.13. ラジオ、テレビ、映画上のメッセージについては、特定の日時点で有効な所定の方法により適切な情報媒体に記録されている場合は、当該メッセージの日

441.14. 使用の結果として公知になった技術的手段に関する情報については、この情報が公衆の利用に供された書類上の日付

441.15. 電子的形態で受領された情報については、電子媒体を通じて利用に供された書類の

公開日又はこの日が不明な場合は、書類による確認を条件として、情報が電子媒体に入れられた日

(442) 調査分野(この出願の技術水準を確定するために情報が閲覧される一連の科学技術分野)の特性としては、IPC 見出しの索引を使用する。

(443) 調査の範囲を決定する際は、次の事項が考慮される。

発明の対象全体及び発明を最も近い類似物と識別するその機能的に独立した特徴
機能的に独立していない発明及び最も近い類似物に関する識別性のある特徴が存在する場合は、それらに共通する機能的に独立した特徴
これらの特徴の調査は、公知の対象及びその部分の両方において、これらの対象及びその部分の目的に拘らず実施される。

(444) 情報調査を実施する際は、技術水準には、調査の終了日時点で特許庁が閲覧できる書類が含まれる。

(445) 情報調査は、次のものを含む範囲において実施される。

445. 1. 特許庁の公報

445. 2. ベラルーシ共和国の保護文書に関する記述

445. 3. 特許庁に対して行われた発明及び実用新案の出願であって、何人もその資料を熟知するために利用可能なもの

445. 4. ロシア連邦、ソビエト社会主義共和国連邦、ユーラシア特許庁、アメリカ合衆国、英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、日本、スイス連邦、欧州特許庁及び WIPO の特許文献並びに他国の特許文献

445. 5. 非特許文献

(446) 情報調査を実施する際は、クレームされた発明の新規性を検証するための調査の範囲には、その先の優先権を条件として、調査される発明出願の優先日時点でそれらに関する情報が公告されているか否かに拘らず、他人によってベラルーシ共和国において行われた取り下げられていないすべての発明及び実用新案の出願並びにベラルーシ共和国において特許された発明及び実用新案も含まれる。

(447) 調査中に、調査が実施されているクレームされた発明のすべての特徴と同一の特徴によって特徴付けられた同一の目的の手段が見出された場合であっても、情報調査は停止されず、完全に実施される。調査過程において特定された類似物の数は、情報の明白な繰り返し及び不必要な重複なしに、先行技術に関する最も完全かつ有意義な情報の状況から決定すべきである。

(448) 情報調査の結果は、情報調査報告書の形態で作成する。

(449) 情報調査報告書は、次のデータを含む。

調査が実施された発明出願の番号

発明の優先権

発明の名称

出願人の姓、名、父称(ある場合)及び(又は)名称

発明の対象の分類

調査分野

調査の対象に関する書誌データの形態で示された書類、その特定の部分への参照。参照がすべてのクレームに適用されるわけではない場合は、それに対応する特定のクレームを表示する。

調査が完了した日

(450) 情報調査報告書には、調査の対象に関するそれに明記された書類の写しを添付する。

第 39 節 新規性の検査

(451) 発明は、技術水準の一部でない場合は、新規である。

(452) クレームされた発明の新規性の検証は、発明出願が行われ、又は明記され、出願人が自己の発意により若しくは特許庁の要請により補正し、発明出願を審査する際に考慮される発明クレームの独立クレームに含まれる特徴の組全体に関して実施される。

(453) クレームされた発明の新規性を検査するためのみの技術水準には、その先の優先権を条件として、他人によってベラルーシ共和国において行われた取り下げられていないすべての発明及び実用新案の出願並びにベラルーシ共和国の発明登録簿及び国家実用新案登録簿に登録されたベラルーシ共和国において特許された発明(同一人によるものを含む)及び実用新案が追加的に含まれる。

これらの情報源に含まれる情報は、対象とする発明の優先日時点で公衆に利用可能であることは必要とされない。

(454) 先の優先日を有する発明又は実用新案の出願は、その日から技術水準に含まれる。ただし、審査中の発明出願の実体審査時点で、次の条件が満たされていることを条件とする。ベラルーシ共和国において国内段階に移行した国際出願を含め、ベラルーシ共和国において発明出願が行われており、ユーラシア出願がユーラシア特許条約第 16 条に従ってベラルーシ共和国特許を求める国内出願に変更されていること
発明出願が他の者によって(すなわち、他の出願人によって、複数の出願人が存在する場合は、その構成が完全に一致していない)行われたこと
発明出願が取り下げられておらず、発明出願に関する情報が公開又は実用新案特許に関する情報が公告されていること

(455) 先の優先権を有する発明又は実用新案の出願は、その出願日時点でこの出願に含まれる明細書及びクレームに関して技術水準に含まれる。この日が審査される発明出願の優先日後である場合は、先の優先権を有する発明出願は、優先権の確定の基礎として用いられた資料(最初の発明出願、先に行われた発明出願、この出願の追加資料)の内容と一致するその内容に関して技術水準に含まれる。

優先日から、技術水準には、ユーラシア特許条約に従って特許された発明を含む、ベラルーシ共和国において特許された発明及び実用新案も含まれる。ただし、審査される発明出願の実体審査時点で、特許に関する情報が公告されていることを条件とする。

特許された発明及び実用新案は、特許に関する情報が公告されたクレームに関してのみ技術水準に含まれる。

(456) 発明は、技術水準により、目的の記載を含め、出願人が提案する独立クレームに含まれるすべての特徴と同一である特徴を有する手段が明らかになる場合は、技術水準から公知と認められ、新規性の要件を満たさない。同時に、クレームに含まれる非本質的特徴は、出願人が専門家の提案により除外しないものを含め、考慮される。

(457) 特徴の同一性を決定する際は、特徴の内容を分析する必要がある。この場合、属性の表現形態は問題とならない。例えば、装置の特徴がその要素の何れかの幾何学的形状である場合は、同一の形状を言語的に、数学的に又は図示的に表現することができる。これは、異なる方法で表現された特徴を同一と認定することに影響を及ぼさない。同じことが、図示的に(図面に)描写され、言語的に記載された装置又は記号によって描写され、化学物質命名法に従って名称が記載された化合物などにも適用される。

(458) クレームされた発明の独立クレームに含まれる特徴と同一である特徴を有する手段は、1の情報源から公知でなければならない。同時に、公知の手段がクレームされた発明の特徴と同一の特徴を有することは、複数の情報源から確認することができる。

(459) クレームされた発明は、次の場合は、新規性の要件を満たすとみなされない。

459.1. 新規な目的のための装置、方法、物質、菌株の使用に言及し、出願人によって表示されたものと同一の装置、方法、物質、菌株の使用が公知になる情報源が見出されている場合

459.2. 同一の目的の手段を開示している情報源が見出されており、当該手段がこの情報源において独立クレームに含まれるすべての特徴によって特徴付けられている場合

459.3. 同一の目的のための解決策が公知になる情報源が、例外なくすべての特徴を出願人によって独立クレームに含まれている形態で含むわけではないが、公知の解決策が、目的の記載を含め、出願人が提案するクレームに含まれるすべての特徴と同一である特徴を有する場合、特に、

クレームされた手段と、特定された情報源に記載されている形態の公知の手段との相違点が、公知の手段の実施において「自動的に」実現される特徴に尽きる場合(例えば、先行技術から、形状及び長さ寸法を含むすべての特徴について提案と一致するが、その面積を特徴付ける特徴を含まない同一の目的の装置を記載している情報源が特定されたが、面積は形状及び長さ寸法の結果であり、すなわち、表示された特徴は公知の装置及びクレームされた装置の両方に固有である。定性的及び定量的組成によって特徴付けられた合金からその要素を作製することを含め、クレームされたものと同一の目的であるが、周知の情報源において、特定の合金の引張強度を特徴付けるクレームされた発明の特徴が存在しないが、引張強度が合金の定性的及び定量的組成によって完全に決定され、この合金について技術水準から公知である。あるいは、独立クレームにおいて、「トルク伝達のためのシャフト」という特徴が含まれ、情報源が、シャフトを含むクレームされた装置の特徴の組をシャフトがトルクを伝達するように設計されている旨を表示することなく記載しているが、その定義によるシャフトがトルクを伝達するように設計されていることが公知である。)

発明の独立クレームにおけるクレームされた解決策の特性が、解決策の同一の特徴を異なる方法により表現する1又は複数の特徴を除き、特定された情報源におけるその特性と一致する場合。例えば、独立クレームにおいて、何らかの物理量の値に関する特徴が存在し、特定された情報源において、特徴の同一の組が示され、唯一の相違点が異なる物理量の値が使用されることであると同時に、両方の物理量が公知の従属関係によって互いに関係し、それらの意味が互いに対応する。

459. 4. クレームされた発明が公知の手段と「より狭いーより広い」の原則に従って関係する場合、すなわち、クレームされた発明の特徴を決定する何れかの特性の定量値の区間又は単一の値が公知の手段についての対応する区間の一部であり、同時に、発明の他の特徴が公知の手段の特徴と一致する場合。発明の元の明細書が発明の目的の特定を可能にする情報を含む場合、すなわち、出願人が、正確にクレームされた(公知よりも狭い)値の範囲において現れる性質であって、公知の解決策が開示されている情報源から公知でないものを明らかにし、この性質がより具体的な目的を決定する場合は、新規性の要件に適合していないことに関する結論を変更することができる。

459. 5. クレームされた発明の特徴の 1 が、公知の手段を特徴付けるより狭い区間又は特定の値を含む何れかの特性の定量値の区間を含むと同時に、目的を反映する一般的概念を含む残りの特徴が一致しており、すなわち、クレームされた発明が公知の手段と「より広いーより狭い」の原則に基づいて相関する場合。発明が新規と認められるためには、出願人は、公知の手段の区間と一致する区間の一部又は単一の値を独立クレームから除外する必要がある。

459. 6. クレームされた発明及び公知の解決手段の定量値の区間が部分的に重なる場合。公知の手段の区間と一致する区間の一部をクレームされた発明の独立クレームから除外することにより、クレームされた発明の新規性を認めることが可能になる。

(460) 択一的特徴を含むクレームされた発明は、同一の目的の公知の手段と択一的特徴の一部のみが異なる場合は、先行技術から公知の択一的特徴に対応する特定の事例においては新規でない。これらの択一的特徴を発明の独立クレームから除外することにより、クレームされた発明の新規性の要件への適合を認めることが可能になる。

(461) 先の優先権を有する発明出願が取り下げられておらず、それに関して予備審査の結果に基づいて特許の付与を拒絶する決定が下されていないが、発明出願に関する情報が公開又は実用新案特許に関する情報がまだ公告されていない場合は、次の事項に関して出願人に通知される。

461. 1. 当該出願の存在(発明出願の番号及びその出願日を除き、その書誌データを表示せず、内容を開示しない)

461. 2. 現時点では、この出願を技術水準に含めることができないこと及び審査中の出願に関して(クレームされた発明が特許性の他の要件に適合することを条件として)発明特許を発行することができるが、この発明出願(実用新案特許)に関する情報が公開・公告された場合は、付与された特許が法第 2 条(1)第 5 段に従って争われる可能性があること

461. 3. 先の優先権を有する出願の存在が、クレームされた発明が新規性の要件を満たさないと結論付ける根拠となり得ないように、発明の独立クレームに対する変更を行うことができること、又は先の優先権を有する出願に関して確実になるまで発明出願の審査を延期することができること。出願人が発明の独立クレームを補正することに合意しない場合は、発明出願の審査は、本規則に規定する方法により継続する。

(462) 対象とする発明が公知になる特定された情報源が、特許された発明又は実用新案である場合は、審査される発明出願の実体審査時点で、特許に関する情報が公告されていたこと

が検査される。特許に関する情報がまだ公告されていない場合は、(461)461.2 に定める規定に従うべきである。

(463) 従属クレームを含む独立クレームにおいて特徴付けられた発明が新規性の要件を満たすことが確定された場合は、従属クレームに関する技術水準の分析は実施されない。

(464) 従属クレームを含まないクレームによって特徴付けられた発明が新規性の要件に適合していないことが確定された場合は、出願人に対し、特許庁の主張の概要を述べ、これらの主張に関する出願人の意見を提出し、かつ、必要であれば、元の発明出願資料に基づいてクレームを補正するよう提案する要請を送付することができる。

(465) 新規性の要件への不適合が確定された発明に関しては、進歩性の検証は実施されない。

第 40 節 進歩性の検証

(466) 発明は、専門家にとって技術水準から明確に導かれない場合は、進歩性を有する。

(467) 技術水準は、(440)及び(441)に従って決定される。

(468) 進歩性の検証は、発明出願が行われ、又は出願人が自己の発意により若しくは特許庁の提案により修正し、発明出願を審査する際に考慮される独立クレームにおいて特徴付けられた発明に関して実施される。

(469) 進歩性の検証は、次のことを含む。

同一の目的の手段である最も近い類似物(原型)の決定

クレームされた発明が原型と異なる特徴(識別特徴)の特定

先行技術からの対象とする発明の識別特徴と同一である特徴を有する解決手段の特定

(470) クレームされた発明の原型と識別性のある特徴を有する公知の解決手段を調査する際は、識別性のある特徴の性質に応じて、次の異なる手法を使用する。

470.1. ユニット、装置の細部(ブロック、ドライブ、カッター、ベアリングなど)、組成物の成分(可塑剤、充填剤、化合物、一定の組成の合金、溶媒、界面活性剤など)、方法(粉碎、振動、乾燥など)、方法において使用される物質、材料、装置のように、識別特徴が機能的に独立している場合は、先行技術を分析する過程において、これらの機能的に独立した特徴を見出すことができ、かつ、それらが別個の対象として及び他の対象の構成要素として働くことができる情報源の調査が行われる。

470.2. 定量的特徴、幾何学的形状、電気的、運動学的及び他の接続の存在、相対的位置、時間的順序、性質などを記載する特徴のように、識別特徴が機能的に独立していない場合は、当該特徴の調査は、対応する機能的に独立した要素の存在が原型と共通する特徴であるか又はそれと異なる特徴であるかに拘らず、それらが言及する機能的に独立した特徴から切り離して実施することができない。したがって、まず第1に、機能的に独立した要素自体に関する情報を含む可能性がある情報源に目を向け、次に、特定の種類の機能的に従属した特徴が技術的成果に及ぼす影響を特定することができる、この技術分野に存在するその機能、従属関係、パターンの原則に関する情報に目を向ける。

(471) 発明は、特に、その識別性のある特徴と同一の特徴を有する解決手段が特定されていない場合又は当該解決手段が特定されたが、識別性のある特徴が出願人によって表示された技術的成果に及ぼす影響についての知識が確認されていない場合は、専門家にとって先行技術から明白に導かれないと認められる。

(472) 特に、次のことに基づく発明は、進歩性の要件を満たすと認められない。

472.1. 公知の手段への公知の規則に従って取り付けられた何れかの公知の部分の追加であって、まさに当該追加の影響が確定されている技術的成果を達成することを目的とするもの。ただし、公知の技術的成果に加えて、先行技術から公知でない他の成果が達成される場

合はこの限りでない。

472.2. 公知の手段の何れかの部分の他の公知の部分への置き換えであって、まさに当該置き換えの影響が確定されている技術的成果を達成することを目的とするもの

472.3. 手段(要素, 動作)の何れかの部分を除外し、同時に、その存在に起因する機能を除外すること及び当該除外の通常の結果(単純化, 重量, 寸法, 材料消費量の減少, 信頼性の増加, 工程の持続時間の減少など)の達成。ただし、何れかの要素を除外したときに、その機能が除外されず、対象の他の要素に移行し、対象自体がこの要素の除外前と同一の又はより良好な指標で、かつ、同一の分野において機能する場合において、残りの要素の何れかが除外された要素の機能を果たすことができることが対象の残りの要素に関する公知の情報から導かれないときは、当該発明は、進歩性の要件を満たすと認められる。

472.4. 類似の要素, 動作の数の増加であって、手段におけるまさに当該要素, 動作の存在に起因する技術的成果を向上させることを目的とするもの

472.5. 公知の材料の公知の性質に起因する技術的成果を達成するために、この材料から公知の手段又はその部分を行うこと

472.6. 公知の部分からなる手段の創作であって、当該部分の選択及びそれらの間の接続が公知の規則, 勧告に基づいて実施され、この場合に達成される技術的成果がこの手段の部分及びそれらの間の接続の公知の性質のみに起因するもの

472.7. 新規な目的のための公知の装置, 方法, 物質, 菌株の使用であって、新規な目的がその公知の性質, 構造, 性能に起因し、当該性質, 構造, 性能がこの目的の実現のために必要であることが公知である場合

472.8. 定量的属性の変更, 当該属性の関係における提示又はその種類の変更であって、それらの各々が技術的成果に影響を及ぼすことが公知であり、これらの属性の新規な値又はそれらの関係を公知の従属関係, パターンに基づいて取得することができる場合

(473) 特に、次のものは、進歩性の要件を満たす。

473.1. 構造が規定された新規な個々の化合物(クラス, 群)を取得するための方法

473.2. 構造が規定された公知の個々の化合物(クラス, 群)を取得するための方法であって、当該方法が化合物の所与のクラス若しくは群について新規である反応又は化合物の所与のクラス若しくは群について公知であり、その条件が未知である反応に基づく場合

473.3. 少なくとも2の公知の成分からなり、その達成可能性が先行技術から導かれない相乗効果をもたらす(すなわち、両方の成分の性質を示すが、これらの性質の少なくとも1の定量的指標が単一の成分の性質の定量的指標よりも高い)組成物

473.4. 1群の公知の化合物の一般構造式に該当するが、特別に取得及び研究されたと記載されておらず、同時に、この群について新規な定性的又は定量的に未知の性質を示す個々の化合物(選択発明)

(474) 発明は、技術的成果を達成するための機構の開示が、先行技術からでなく、発明出願資料からのみ公知になった場合は、その見かけ上の単純性及び発明出願資料における当該開示を理由として、進歩性に不適切とみなされない。

(475) クレームされた発明の識別性のある特徴が技術的成果に及ぼす影響の周知性は、1又は複数の情報源によって確認することができる。如何なる情報源も表示することなく、特定の技術分野における周知の知識に基づく主張を使用することが認められる。ただし、出願人が情報源の表示を要求した場合はこの限りでない。

(476) 識別性のある特徴が技術的成果に及ぼす影響についての知識の確認は、これらの特徴に関して、当該成果が出願人によって決定されない場合又は出願人によって表示された技術的成果が達成されないことが確定された場合は、必要とされない。特定の目的のための一式の手段を拡充するという課題を解決しようとし、技術的成果の本質がこの目的の実現のみにある場合において、識別性のある特徴がその目的のクレームされた手段の実施のために必要でないときも、これらの特徴が技術的成果に及ぼす影響についての知識の確認は必要とされない。

(477) 識別特徴の中に、技術的成果の達成可能性に影響を及ぼす特徴とともに、(92)及び(93)の規定を考慮して、技術的でない成果又は発明を具現化する手段に関係すると認めることができない成果を取得するためにのみ必要である特徴も存在する場合は、後者は、進歩性を検査する際に考慮されない。

(478) 従属クレームを含む多項クレームにおいて特徴付けられたクレームされた発明が、独立クレームに関して進歩性の要件を満たすと認められた場合は、従属クレームに関して更なる検証は実施されない。

(479) 従属クレームを有さないクレームによって特徴付けられた発明について進歩性が存在しないことが確定された場合は、出願人に対し、関連する主張を記載し、これらの主張に関する出願人の意見及び必要であれば元の発明出願資料に基づいて調整されたクレームを提出することを勧める要請を送付することができる。

(480) 従属クレームを有する独立クレームによる発明が進歩性の要件を満たさないことが確定された場合は、発明出願の更なる審査は、(479)に従って実施される。

(481) 出願人は、発明によってもたらされる技術的成果に関する追加情報であって、考慮された場合に、この発明が進歩性の要件を満たさないという当初の結論を変更することができるものを提供することもできる。

第 41 節 多項クレームによって特徴付けられた発明の特許性の検証の特徴

(482) 発明が従属クレームを含む多項クレームによって特徴付けられ、新規性又は進歩性の要件に適合していないことに起因して、独立クレームに関して非特許性に関する結論が下された場合は、これに関して出願人に通知し、発明出願の更なる審査の妥当性に関する出願人の意見を表明し、その妥当性が確認された場合は、補正クレームを提示するよう勧める。従属クレームの内容が独立クレームに含まれた場合に考慮することができる情報源を特許庁が知っている場合は、これに関して出願人に通知することができる。

(483) 従属クレームを有する独立クレームに関して発明の特許性が確定された場合は、これらのクレームに含まれる発明の特徴の特性が発明の実施又は出願人によって表示された目的の実現を妨げないことが検証される。

(484) 検査結果がすべての挙げられた条件に関して肯定的である場合は、従属項を有する多項クレームによって特徴付けられた発明は、特許性を有すると認められ、本規則に従って特許を付与する決定が下される。

(485) 挙げられた条件の何れかに関する検査が否定的な結果であった場合は、要請においてこれに関して出願人に通知し、特許庁の結論に反論する主張を提出し、又はクレームを補正し、若しくは当該従属クレームをクレームから除外するよう勧める。

(486) 1 の発明が多項クレームにおいてクレームされ、その従属項が最も近い類似物から公知の特徴を含み、当該クレームの独立クレームによる発明が新規性の要件を満たす場合は、当該項はクレームされた発明の実施又は使用の特別な事例を特徴付けることから、当該項を除外するよう出願人に提案することは認められない。

(487) 1 群の発明がクレームされた場合は、特許性の検査は、それに含まれる発明の各々に関して実施される。群の特許性は、群のすべての発明が特許性を有する場合に限り確認することができる。

群のすべての発明が特許性を有するわけではないことが確定された場合は、これに関して出願人に通知し、提示された主張に関する出願人の意見を提供し、かつ、必要であれば、特許性を有さない発明を特徴付ける独立クレームをクレームから除外し、又は特許性を有さない発明を独立クレームから除外し、又はそれらを補正するよう勧める。

(488) (479)、(483)及び(485)に規定する場合において、出願人が補正クレームを提出したときは、このクレームに記載された発明に関して、第 33 節、第 34 節、第 36 節、第 37 節、第 39 節から第 41 節までに従って発明出願の更なる審査が実施される。

出願人が特許庁の結論に反論する主張を示さず、又は発明のクレームを変更することを拒否し、出願人によって先に記載されたクレームへの特許の付与を要求した場合は、発明出願の更なる審査は実施されず、特許の発行を拒絶する決定が下される。

第 42 節 実体審査中の正規に作成された書類の請求

(489) 発明出願の実体審査の期間中に、特許庁は、出願人に対し、発明の補正クレームを含む、正規に作成された書類を請求する権利を有し、当該書類は、その要請を出願人に送付した日から 3 月以内に特許庁に提出しなければならない。この期間の満了前に受領された出願人の請求により、当該期間は、所定の特許手数料の納付を条件として、12 月を超えない期間、延長することができる。

(490) 特許庁は、出願人の請求により、(489)に規定する出願人が徒過した期間を回復することができる。

出願人は、期間を徒過した正当な理由を表示した、徒過した期間の回復申請を、法第 27 条(2)に規定する期間内に提出する。徒過した期限の回復申請には、期限を徒過した書類及び所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類を添付しなければならない。

(491) 発明の特許性の審査が完了するまで、要請の理由は、この審査の実施の障害となり、要請を出願人に送付することなく克服することができない事情のみであり得る。当該理由は、次の事項であり得る。

第 33 節に従うクレームの検証の結果に基づいてクレームを明確化する必要性

第 36 節、第 37 節、第 39 節から第 41 節までに従って、クレームされた発明の特許性の検証に関する問題を解決する必要性

クレームされた発明の特許性に係る要件の 1 への適合の検査の結果に基づいてクレームを明確化する必要性

発明出願を審査する際に生じる他の問題(例えば、優先権の確定、発明の本質的特徴の特性の明確化などの)を、上記の理由により送付される要請に含めることができる。

(492) (360)及び(369)に従って審査された発明の特許性が確定された場合は、提出される要請においてこれに関して出願人に通知し、特許性が評価されていない発明の特性をクレームから除外すること又は対応する手数料を納付してこの発明(当該発明の各々)を独立項に分割することによって、クレームを補正するよう再度勧めるものとする。同時に、出願人が所定の期間内に請求された資料又は所定の期間の延長申請を提出しない場合は、発明出願に関して特許の付与を拒絶する決定が下される旨が出願人に通知される。

(493) 何れかの問題に関する要請に示された特許庁の意見は、技術的又は法的な性質の主張によって裏付ける。必要であれば、技術文献、法の関連する規範及び他の規範法令への参照を提供する。

クレームを補正することの提案を出願人に送付する際は、当該補正又は補正の拒否の法的結果を報告しなければならない。

(494) 要請が情報源への参照を提供する場合は、この情報源を見出すために必要なそのすべての書誌データ及び発明出願を審査する際に考慮された情報源において当該情報を見出すための他のデータ(ページ、段落、図示画像の図番号など)を表示しなければならない。

(495) 発明の特許性を確定した後に、当該結論を妨げなかったが、本規則の要件の違反であるクレームの不備が存在することも、これらの不備を排除するよう提案する要請を出願人に送付する独立した(唯一の)根拠となり得る。

(497) クレームに係る要件の違反の中には、次のものが含まれる。

497.1. クレームにおけるクレームされた発明の要旨を変更する特徴又はクレームされた発明に関係しないクレームの変更であって、(391)及び(394)に従って発明の特許性を検査する際に考慮されないものの存在

497.2. クレームにおける特定不能と分類された特徴であって、(349)に従って発明の特許性を検査する際に考慮されないものの存在

497.3. 2以上の文の形態での独立クレームの提示

497.4. クレームにおける無効な要素の存在

(498) (491)に規定する場合に送付される要請においては、出願人が所定の期間内に補正クレーム(又は特許庁によるクレーム若しくはクレームの特定の版を補正することの提案に対する同意)を含む特許庁の要請に対する応答又は出願人によるクレームされた発明の要旨の変更若しくはクレームされた発明に関係しない変更をもたらす特徴をクレームに含めることの提案を取り消す通知又は要請に応答する期限の延長申請を提出しない場合は、発明出願に関して特許の付与を拒絶する決定が下されることについて出願人の注意を喚起する。要請には、応答において、出願人が、立証された主張を示すことなく、クレームの補正に異議を唱え、又はクレームされた発明の要旨を変更する特徴又はクレームされた発明に関係しない変更のクレームへの包含の表示を取り消さないことにより、同一の結果が生じる旨も表示すべきである。

(499) 発明の特許性が確定された後に要請が送付されない場合に存在する不備は、特に、出願人による(特許庁が(351)に規定する措置を行った後に保持された)古い又は一般に認められていない用語の使用であって、発明の特許性の確定を妨げなかったものを含む。

(500) 本規則の特定の項又は言語規範への参照によって正当化されないクレームの文体又は他の性質の補正を行う必要がある場合は、出願人に要請は送付されない。

(501) 特許を付与する決定におけるクレームの補正であって、誤植及び文法的誤りの排除からなるものは、要請を出願人に送付すること及び出願人と合意することなく実施される。

(502) 特許庁の要請においては、次のことは認められない。

502.1. 特許庁の結論の正当性を確認するすべての証拠を提供せず、特許の付与を拒絶する決定を下す根拠とする情報源の一覧に限定すること

502.2. 発明出願に含まれる情報により発明の実施可能性が確認されないことの証拠を提供することなく、又は当該情報が不十分である若しくは信頼できないことを立証することなく、出願人に対し、発明の実施可能性を確認するよう要求すること。証拠は、必要であれ

ば、情報源への参照によって裏付けるべきである。

502.3. 出願人に対し、本質的特徴の定量的特性として使用された値の範囲外で又は単一の値から逸脱した場合に技術的成果を達成することができないことの証拠を要求すること

502.4. 組成物の成分の定量的特性が達成される成果に及ぼす影響を立証することなく、当該特性を独立クレームに含めるよう要求すること(例えば、それらが目的とする物質の形成中に初期組成物において生じる物理的及び化学的過程の場合)。特許庁は、定量的特性が独立クレームに含まれ、その区間が大きく、発明出願に提示された例が区間の平均値のみに関係する場合は、定量的特性の値の範囲の下限及び上限を確認する追加例を要請する権利を有する。同時に、クレームされた区間の大きさに起因して、発明出願に示された例の条件から著しく逸脱して、この例によって示された技術的成果を達成する可能性に関する疑義を立証するために、技術的性質の主張を示すべきである。追加例を提供する必要性を正当化するために、当該主張とともに、独立項に明記された区間における技術的成果の取得可能性を確認する必要がある旨を表示する。

502.5. 発明出願が発明の不十分な数の特定の実施例を含むという理由により、出願人によるクレームに含まれる一般的概念の使用が不適切であることを表示すること。この問題に関する要請の根拠は、特に、挙げられた一般的概念によって包含され、発明出願に表示された目的の実現をもたらさない特許庁によって提供された発明の例(この目的が出願人によって示された例において実現される場合)又は出願人によって予想される(出願人の例において達成される)技術的成果が得られることを確保しない例であり得る。

502.7. 独立項において一般的概念によって表現された特徴の特定の形態が出願人によって従属クレームに含められ、最も近い類似物の特徴と一致する場合において、クレームされた発明に関して、この特定の形態が発明の実施又は使用のすべての事例において技術的成果を達成するために必要な特徴の中に含まれないときに、この特定の形態の特性を発明の独立クレームの限定部分に含めるよう出願人に提案すること

502.8. クレームが特定の種類の発明の対象の特徴の一覧に該当しない特定可能な特徴を含む場合に、これらの一覧が網羅的でないことから、それらをクレームされた対象を特徴付けるために許容されないと認定すること。第 II 章に従って、クレームは、数式及びそれに含まれるパラメータの性質に対する限定を含まず、審査過程において、それらを除外する必要性に関する議論の可能性は認められない。ただし、出願人によって選択された発明の特徴の提示形態がその特定及び当該発明の特許性の検証の可能性を妨げないことを条件とする。同時に、特許庁は、自己の意見において、数学的に元のものと同等の数式の表現のためのより良い式又はそれらを同等の言語的記載に置き換えることを出願人に提案する権利を有する。ただし、発明の特許性に関する肯定的な結論を取得する前に当該提案を行うことは現実的ではない。

502.9. クレームされた発明が新規性の要件に適合しないと結論付けるために、少なくとも 1 の特徴が独立クレームの特徴と同一でないが、それと同等である、すなわち、同一の成果を伴う同一の機能を果たすが、実行形態が異なる、同一の目的の手段に関する情報を使用すること。より近い類似物が見出されない場合は、当該手段は、クレームされた発明の原型としての資格を有する。挙げられた同等の特徴によって原型と異なるクレームされた発明は、新規と認められ、進歩性の要件への適合に係るその後の検証を必要とする。

502.10. クレームされた発明と出願人によって選択された原型及び特許庁によって特定され

た類似物との一致が異なる特徴について生じた場合に、出願人に対し、特許庁が出願人によって選択された原型よりも近いクレームされた発明の類似物を特定したことに関連してクレームを変更するよう求めること。

特許庁によって特定された類似物が、クレームされた発明及び出願人によって選択された原型に共通するすべての特徴を有し、特定の類似物が、クレームされた発明と共通する1又は複数の特徴を有する場合は、特許庁は、クレームを変更するよう出願人に提案することができる。特許庁によって特定された最も近い類似物を考慮して、特徴が限定部分と識別部分とに不正確に分配されていること(又は必要な場合にクレームが当該部分に分割されていないこと)は、発明の特許性の検査を妨げる欠点ではない。したがって、この提案は、出願人が資料及び情報であって、それがなければ更なる特許性の検査が不可能であるものを提供する必要性に関する他の理由で要請が送付される場合は、当該要請に記載することができる。当該要請においては、出願人が出願人によって選択された原型がこれらの要件をより高い程度に満たすという説得力のある主張を提供しない場合は、特許庁によって特定された最も近い類似物を考慮して発明の特許性の更なる検証が実施されることを出願人に説明する。発明が類似物を有しないと発明出願に記載されているが、少なくとも1の類似物が見出された場合は、特許庁は、類似の措置を実施する。

502.11. 出願人が新たな原型に関してクレームを変更した場合に限り達成される技術的成果の比較分析が必要である旨を表示することなく、かつ、発明出願において利用可能な情報が新たな原型に関して審査を継続するのに十分でない理由を説明することなく、出願人に対し、比較分析を実施するよう求めること。当該提案を伴う要請は、比較分析の前に出願人に送付されない。発明によって達成される発明出願に明記された技術的成果が、特定された最も近い類似物によってももたらされることが確定された場合は、何れの技術的成果(この目的のための一式の手段の拡充という形態の成果を除く)に関して、この類似物と異なるクレームされた発明の特徴が重要であるかを見出すために、要請を出願人に送付することができる。

第 43 節 発明特許を付与する決定

(503) 出願人が提案するクレームによって表現されたクレームされた発明(群がクレームされた場合は、群の各発明)が特許性のすべての要件に合致することを確定した場合は、特許庁は、このクレームに対し、確定された優先権を表示して、発明特許を付与する決定をする。

(504) 出願人に送付される特許を付与する決定においては、発明出願資料を発明の登録及び特許に関する情報の公告のために移行するためには、出願人は、特許庁の決定に合意する場合は、決定を送付した日から 3 月以内に、発明の明細書、要約及び(必要であれば)図面(紙面で行われた発明出願については、2 部)並びに発明の発明登録簿への登録、特許の発行及び決定の日に始まった各納付済の満了した特許年度及び翌特許年度についてのその効力の維持に係る所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類を特許庁に提出する必要がある旨を知らせる。翌特許年度の初日が特許庁の決定を出願人に送付した日から 3 月以内の日に当たる場合は、その有効期間のこの年度に係る手数料は、特許の発行に係る手数料と同時に納付しなければならない。

(505) (出願人の発意により又は特許庁の要請により)補正されたクレームに特許を付与する決定が下され、かつ、明細書、要約、図面の作成に不備が存在する場合は、出願人によって提出された資料を相応に調整しなければならない。

(506) 発明の明細書及び特許の要約を公告のために提出するためには、出願人によって提供された文言による明細書及び要約を使用しなければならない。

AIS を通じて提出する場合は、発明の明細書及び要約は、(221-3) 第 1 段の要件に従って作成する。

(507) (504) に規定する資料及び所定の特許手数料の納付を確認する書類が所定の期間内に提出されない場合は、発明の登録及び特許に関する情報の公告は実施されず、発明出願に関して特許の付与を拒絶する決定が下される。

(504) に規定する資料の提出期限は、法第 27 条に従って回復することができる。

(508) 法第 21 条(8) 及び(9) に従って特許を付与する決定が再検討される場合は、先の決定は取り消され、これに関して出願人に通知され、再検討の結果に基づいて適切な決定が下される。

第 44 節 実体審査の結果に基づく発明特許の付与を拒絶する決定

(509) 特許庁は、次の場合は、特許の付与を拒絶する理由を付した決定を下す。

509.1. 出願人が提案するクレームによって表現されたクレームされた発明の特許性の少なくとも 1 の条件との不一致が確定された場合

509.2. 1 の独立クレーム及び従属クレームを有する多項クレームにおいて特徴付けられたクレームされた発明が、独立クレームに関して特許性の要件の 1 を満たさず、出願人がこのクレームを補正することを拒否した場合

509.3. 独立クレームに記載された発明の特許性が確定され、従属クレームに含まれる発明の特性が、発明の実施又は出願人によって表示された目的の実現を妨げるようなものであり、出願人がクレームを補正すること又は当該従属クレームをクレームから除外することを拒否した場合

509.4. 出願人が提案するクレームが 1 の独立クレームを有し、当該独立クレームが明細書に含まれる発明の本質的特徴を含まず、それによって、この方法により特徴付けられた発明が特許性の何れかの要件を満たさず、出願人が特定の特徴をクレームに含めることを拒否した場合

509.5. クレームされた発明の群が特許性の要件の 1 を満たさない発明を含み、出願人がクレームを補正すること又はこの発明の特性をクレームから除外することを拒否した場合。同時に、当該決定は、当該結論が得られた他の発明の特許性を確認する。

509.6. クレームされた解決手段が、法第 2 条(2)及び(3)に従って発明とみなされない又は発明としての法的保護を付与されない又は特許性を有すると認められない対象に言及する場合

(510) 出願人が、特許の付与を拒絶する理由であり、特許の付与を拒絶する決定の前に出願人に送付された要請に記載されている事情を熟知した後に、クレームされた発明の特許性に関する主張を提示したが、特許庁の結論を変更しなかった場合は、決定は、これらの主張の分析を提供する。

決定が情報源への参照を含む場合は、その書誌データを表示する際に、(494)に規定する要件を遵守しなければならない。

(511) 法第 21 条(9)に従って特許の付与を拒絶する決定が再検討される場合は、先の決定は取り消され、それについて出願人に通知され、再検討の結果に基づいて適切な決定が下される。

第 45 節 化学分野における発明出願の審査の特徴

(512) 一般構造式によって記載された 1 群の化合物であるクレームを検査する際は、置換基を列挙する際に、アルキル、アリール、ヘテロアリール、複素環式的になどのような一般的概念が(例えば、アルキル鎖中の炭素原子の数を $C_1 \sim C_n$ -アルキルという形態で表示することによって)明記されているか否かが検査される。

(513) 独立クレームが選択肢として提示された 1 群の化合物(マーカッシュクレーム)をクレームしている場合において、すべての化合物が類似の性質を有し、すなわち、次の条件の全体に合致するときは、独立クレームが 1 の発明に言及すべきとの要件は、満たされているとみなされる。

513.1. すべての化合物が同一の性質又は活性を示し、発明の元の明細書に明記された同一の目的の実現をもたらすこと

513.2. 共通の構造が存在し、すなわち、本質的構造要素がすべての化合物に存在する(化合物が、M-K-L のような式ではなく、共通の構造式によって記載されている)こと又は共通の構造を統一基準として用いることができない場合は、すべての化合物が、化合物の同一のクラスであって、発明が属する技術分野においてそのようなものとして認められるものに属し、すなわち、このクラスのメンバーが、クレームされた発明に関連して類似の挙動を有し、同一の技術的成果の達成及び同一の目的の実現を伴って互いに置き換えることができること

(514) (513)に規定する 1 群の化合物が発明の 1 の独立クレームにおいてクレームされ、この群に属する特定の化合物が他の独立クレームにおいてクレームされた場合は、発明の単一性の要件に違反しないとみなされる。当該クレームによって特徴付けられた 1 群の発明は、1 群の変形発明とみなされる。

(515) 異なる構造式によって記載された化合物の複数の群が異なる独立クレームにおいてクレームされ、すべての化合物が同一の性質及び目的を有する場合において、共通の本質的構造要素が構造式に存在するときは、当該発明は、1 群の変形発明とみなされる。

(516) 中間(初期)及び最終製品を表す 1 群の発明がクレームにおいてクレームされた場合において、次の条件が満たされているときは、発明の単一性の要件が満たされているとみなされる。

516.1. 中間及び最終製品が同一の構造要素を有すること

516.2. 中間及び最終製品が技術的に関係し、すなわち、最終製品が中間体から直接的に又はすべてが同一の構造要素を含む少数の他の中間体を介して取得されること

516.3. 最終製品を取得する過程における中間及び最終製品が他の新規でない中間製品によって分離されていないこと

(517) 最終製品の異なる構造部分について異なる中間製品がクレームされた場合は、発明の単一性は、遵守されていないとみなされる。

(518) 独立クレームが、同一の化合物又は1群の化合物を取得するための複数の方法であって、出発材料、操作又は操作の順序が互いに異なるものをクレームしている場合は、これは、1の独立クレームにおける発明の単一性の要件の違反である。

この場合、すべての生産方法を別個の独立クレームに分割し、変形発明とみなすことができる。

(519) 1の独立クレームにおいて、一般構造式によって表現された1群の化合物がクレームされ、他の独立クレームにおいて、この群の化合物の一部を取得又は使用するための方法がクレームされた場合は、クレームされた発明の群の単一性の要件は、満たされているとみなされる。

複数の独立クレームが(513)に従って変形として分類される化合物の群をクレームし、他の独立クレームがこれらの群の何れかの化合物を取得又は使用するための方法をクレームしている場合は、クレームされた発明の群の発明の単一性の要件は、満たされているとみなされる。

(520) 組成物に関する独立クレームが組成物に含まれる成分の定量的特性を含まないが、定量的特性が発明の実施において達成される技術的成果又は特定の目的の実現に影響を及ぼすことが確定された場合は、出願人に対し、発明の明細書又は従属クレームからの組成物の成分の定量的特性を含めることによって、この点を明確化するよう勧める。加えて、医薬組成物に関する独立クレームは、組成物の生物学的活性の種類又は目的の表示を含まなければならない。

(521) 化学物質がクレーム及び明細書の両方においてその目的又は有用性を表示することなくクレームされた場合は、当該物質は、産業上利用可能と分類することができない。

同様に、未知の目的の化学物質を取得する方法は、産業上の利用可能性の要件を満たさない。

ただし、公知の物質であって、その性質の研究及びその使用範囲の調査が既に実施されているものを取得するための方法がクレームされた場合は、この方法は、「産業上の利用可能性」の要件に合致すると認められる。

(522) 一般構造式によって記載された1群の化合物が発明の独立クレームにおいてクレームされ、異なる化学的性質の基を有する化合物を含む場合は、クレームされた発明の実施可能性を確認するために、これらの異なる基を有する化合物の取得可能性を確認する情報を提供しなければならない。

この場合、特定の化合物の取得例は、一定の性質を特徴付ける表形式のデータで部分的に置き換えることができる。

(523) 一般構造式によって記載された化合物のクレームされた群について、発明の明細書において、化合物の物理化学的性質を記載することなく、化合物の名称又は構造式のみを表示することは、不十分とみなされる。

加えて、発明の実施における出願人によって表示された目的の実現可能性を確認するために、この目的のための異なる化学的性質の基を有する化合物の使用可能性を確認する情報を提供しなければならない。この場合、研究方法、例えば、生物学的活性のみを記載することは、不十分とみなされ、特定の活性を特徴付ける定量的データも示すべきである。

(524) 独立クレームにおいて、一般構造式によって表現された物質とともに、その溶媒和物、水和物、塩、個々の立体異性体がクレームされた場合は、その調製の少なくとも1の例を発明の明細書に示さなければならない。

(525) 独立クレームが択一的特徴を使用して特徴付けられた発明(マーカッシュクレーム)をクレームし、従属クレームが択一的特徴(例えば、1群の化合物—特定の化合物、1群の化合物の使用—特定の化合物の使用、1群の化合物を使用した方法—特定の化合物を使用した方法)の1を使用して記載された発明の特別な事例を含む場合は、発明の明細書において、その実施のこれらの特別な事例の各々について発明の例を示すべきである。

(526) 公知の成分からなり、相乗効果をもたらす組成物がクレームされ、すなわち、組成物がすべての成分の性質を示すが、これらの性質の少なくとも1の定量的指標が公知の成分の性質の定量的指標よりも高く、同時に、成分の1が1群の化合物としてクレームされた場合は、相乗効果の発生が予想外かつ予測不能であることから、クレームされた単一の成分(相乗剤)を群のすべての化合物と組み合わせた場合における相乗効果の達成を確認する例を示す必要がある。構造が類似している化合物については、例外とすることができる。疾患の治療のための医薬組成物であって、医学的目的のために初めて使用される新規な生物学的活性物質を含むものがクレームされた場合は、出願資料は、病理過程のモデリング条件下における適切なモデルに対する治療的に活性な効果及びその方向を実証する信頼できる情報を含まなければならない。この場合、ガラス器内実験は、生存モデルに対する因子の効果が著しい変化を受けることから、信頼できると認めることができない。

(527) 生物学的活性の種類又は化合物の用途を特徴付ける何れかの性質を明記することなく、異なる化学的性質の基を有する一般構造式によって表現された1群の化合物のみがクレームにおいてクレームされた場合は、発明の明細書は、1の目的のための異なる化学的性質の基を有する化合物の使用の例を示すべきである。

(528) クレームにおいてクレームされた方法が択一的手段の使用によって特徴付けられた場合は、発明の明細書は、クレームに表示されたすべての択一的手段を使用した方法の実施例を提供すべきである。

(529) 構造が規定された個々の化合物に関する発明は、この構造が公共の情報源に記載されていない場合は、新規とみなされる。

(530) クレームされた個々の化合物が、化合物の群を記載し、かつ、公共の情報源に示された一般構造式に対応するが、特別に単離されたこの化合物に関する情報が特定の情報源に存

在しない場合は、クレームされた化合物は、新規とみなされる。

(531) 一般構造式によって表現された 1 群の化合物に関するクレームされた発明の新規性を評価する際に、群の化合物の少なくとも 1 が先行技術から公知であることが確定された場合は、クレームされた発明は、新規性の要件を満たすと認められない。出願人が公知の化合物をクレームから除外した場合は、この場合における新規性の欠如に関する結論を変更することができる。

対象が特定の目的のための 1 群の化合物の使用である発明の新規性を評価する際は、類似の手法が使用される。

(532) 構造が決定されていない個々の化合物(遺伝子操作物、抗生物質、酵素)及び決定されていない組成の組成物に関する発明は、同一の種類、起源及び目的の公知の化合物と比較して、クレームに明記された少なくとも 1 の新規な物理化学的な又は他の特性を有する場合は、新規とみなされる。

(533) 化合物がクレームされた場合は、進歩性の要件への適合を検査する際に、構造及び目的が最も近い化合物を原型として選択する。

この場合、先行技術を分析する際に、次の 2 つの選択肢があり得る。

先行技術において、クレームされた化合物と構造が類似した化合物が見出された。同時に、クレームされた化合物は、予想外の新規な性質又は著しく向上した公知の性質を示す場合は、進歩性の要件を満たす。後者の場合、クレームされた化合物及び先行技術から公知の構造が類似した化合物の有用な性質に関する比較データを提示すべきである。

技術水準にクレームされた化合物と構造に近い化合物が見出されなかった。この場合、クレームされた化合物は、進歩性の要件を満たす。

特定の目的のための新規な化合物の使用がクレームされ、技術水準に同一の目的のためのその誘導体、例えば、水和物、溶媒和物、塩、異性体などの使用が見出される場合は、発明は、進歩性の要件を満たさないと認められる。

(534) 次のものは、進歩性の要件に合致する。

構造が規定された新規な個々の化合物又は化合物の群を取得するための方法

公知の個々の化合物又は 1 群の化合物を取得するための方法であって、当該方法が化合物の所与のクラス若しくは群について新規である反応又は化合物の所与のクラスについて公知であり、その条件が未知である反応に基づく場合

公知の成分からなるが、相乗効果をもたらす組成物

第 45-1 節 同一の優先日を有する同一の発明又は実用新案に係る他の出願の存在が確定された場合における発明出願の審査の特徴

(534-1) クレームされた発明が特許性のすべての要件に適合しているが、同一の優先日を有する同一の発明に係る他の出願が存在する(この場合、他の出願が取り下げられておらず、法第 19 条(5)又は第 21 条(3)に従って特許の付与を拒絶する決定がなされた場合は、出願人が徒過した期間が回復されている)場合は、特許庁は、法第 16 条(8)に従って、出願人間の合意によって決定された 1 の出願についてのみ特許を発行することができる旨をこれらの出願の出願人に通知する。

特許庁の通知には、同一の発明を含む出願の番号、その出願日及びこの出願の出願人との通信宛先も表示する。

同一の発明に係る出願が同一の出願人によって行われた場合は、通知には、出願人が表示する 1 の出願に関してのみ特許を付与することができる旨を記載する。

通知を特許庁に送付した日から 3 月以内に、出願人は、何れの出願に及び誰に特許を付与すべきかを表示し、同一の発明に係る出願を行った出願人は、自己の選択に関して表示しなければならない。出願の 1 について特許を付与する決定が下された場合は、同一の発明に係る出願に掲載されたすべての創作者が、共同創作者として表示される。

前記メッセージが所定の期間内に受領されない場合は、出願に関して法第 16 条(8)に従って、特許の発行を拒絶する決定が下される。

(534-2) 同一の出願人の出願における同一の発明及び実用新案の優先日が一致し、実用新案出願に関して特許が既に発行されており、それが有効である場合は、同一の発明に係る出願に関して特許を付与する決定は、実用新案特許の所有者が通知を送付した日から 3 月以内にその有効期間の終了申請を特許庁に提出することを条件としてのみ下すことができる旨が出願人に通知される。

この申請が第 1 段に規定する期間内に特許庁によって受領されない場合は、同一の発明に係る出願に関して特許の付与を拒絶する決定が下される。

(534-3) 発明の同一性は、発明の特許性の要件への適合に関する結論が取得されたクレームに基づいて確定され、発明及び実用新案の同一性は、発明の特許性の要件への適合に関する結論が取得されたクレーム及び特許が発行された実用新案のクレームに基づいて確定される。

発明又は発明及び実用新案は、独立クレームの内容が完全に一致する場合は、同一と認められる。また、独立項(又はそれらの 1)が択一的概念によって特徴付けられた特徴を含む場合において、当該概念の少なくとも 1 を含む特徴の組が一致しているときは、発明又は発明及び実用新案は、同一と認められる。

第 46 節 再審査

(535) 出願人が実体審査の結果に基づいて下された特許の付与を拒絶する決定に合意しない場合は、出願人は、法第 21 条(10)に規定する期間内に、再審査申請を特許庁に提出する権利を有する。出願人が徒過した再審査申請の提出期限は、法第 27 条に従って回復することができる。

(536) 再審査申請と同時に、所定の金額の特許手数料の納付を確認する書類を特許庁に提出する。所定の書類を提出しない場合は、再審査申請は、提出されなかったとみなされる。再審査申請には、出願人による提出が再審査のために必要と認められる資料を添付することができる。

(537) 再審査は、当初の発明出願資料及び先の実体審査中に、出願人が自己の発意により又は特許庁の要請により提出し、考慮された資料を考慮して、第 33 節から第 45 節までに従って実施される。

(538) 再審査は、法第 21 条(11)に規定する期間内に実施される。

(539) 再審査の結果に基づいて、特許庁は、特許を付与する又は特許の付与を拒絶する適切な決定を下す。この場合、先に下された決定は取り消される。